訂正增補

受驗叢書

日本史 上

文學士藤岡繼平
文學士箭內互
文學士小川銀次郎 合著

東京 杏本翰香館藏版

223
192

特20
90

訂正増補

受驗叢書

日本史

上

文學士藤岡繼平
文學士箭内亙
文學士小川銀次郎 合著

東京 杉本翰香館藏版

凡例

一、本書は中學校師範校卒業生等の諸官立學校入學試驗準備に便し、又は中學師範生若しくは初學者の參考用たらしめんが爲めに編纂したるものなり。

一、目的已に受驗用たり、故に主として重要なる事實を摘出して本題となし之に解答し而も事實に連絡を有せしめ一見その要領を得一讀之を記憶せしめんことをつとめたり、然れどもなほ各部各時代の終には別に「注意すべき事項」の一項を設けて諸問を蒐め以て各部に於ける本題の補遺となし、苟も注意すべき史實は殆んど網羅して遺憾なからしめん事を期せり。

一、書中の記事は簡要と正確とを旨とし、且つ本書の性質上一々史實の考証は肯てせずと雖も、史家の既に認定せる事實は強ち從來の陳套を襲はず

一、卷首に目次を列して索引に便す。就中題名の下に特に文化に關するものは(一)(二)(三)(四)(五)の番號を、蝦夷征伐に關するものは(い)(ろ)(は)の符號を、佛教に關する事は(イ)(ロ)(ハ)(ニ)を、三韓事件には(甲)(乙)を附したるは、讀者が各時代を通じて以上事實推移の次第を考へんとする時の便に供へ置くものなり。

一、書中の年號は元名と紀年とを併用し、殊に注目すべき事績には○點又は●點を附して注意を喚起せり。

一、書中の固有名詞及術語には大抵仮字を附したり、又本文の説明を助け且つ讀者をして紛雑せる事實を一見の下に了解せしめんが爲め、各所に系圖を挿入せり。

一、卷末に年表を添へて讀者の利用に資す。

明治卅五年四月

編者識

日本史上卷目次

第一部　太古

一　天神七代、地神五代……一
二　天照大神の御盛德……一
三　大國主命の御事蹟……二
四　三種の神器の傳來……二
注意すべき事項……三
（一）氏族の三別、（二）太占、（三）天ノ日槍　（四）素盞嗚尊
（五）經津主神武甕槌神

第二部　上古（神武即位―皇極三年　紀元元年―千三百四年）

五　神武天皇の東征……四
六　神武天皇の即位……六

七　神武天皇建國の規摸……六
八　四道將軍……七
九　本邦租稅の始……八
一〇　殉死の禁……八
一一　熊襲征伐……九
一二　日本武尊の蝦夷征伐（い）……一一
一三　上古の官制及土地制度……一二
一四　上古三韓との關係（甲）……一四
一五　文教の傳來（一）……一七
一六　仁德天皇の御治績……二〇
一七　武內宿禰……二一
一八　姓氏の制及其紊定……二二
一九　盟神探湯……二三

二〇　雄略天皇の治……二三
二一　工藝の發達（二）……二四
二二　三藏の分立……二四
二三　顯宗、仁賢天皇の仁政……二五
二四　佛教の傳來及其興衰（イ）……二六
二五　厩戸皇子……二八
二六　本邦女帝の始……二九
二七　上代の美術（三）……二九
二八　上代の法律及十七條憲法……三〇
二九　蘇我、物部、中臣の興亡……三二
注意すべき事項……三七
（一）日文或は神代文字、（二）氏人、氏上、（三）神道及祝詞、（四）歐垣、（五）金鵄のいはれ、（六）手研耳尊の陰謀、（七）武埴安彦の反、（八）狹穗彦の反、（九）相撲の起、（十）大矢田宿禰、（一一）鹽坂忍熊王

の亂、（一二）葛城襲津彦、（一四）仲ノ皇子の亂、（一五）眉輪王の變、（一六）吉備田狹、（一七）飯豐青皇女、（一八）大伴金村の事蹟、（一九）日繼、（二〇）昧摩之、（二一）僧正僧都の創置、

第三部　中古（孝德大化元年—後鳥羽文治元年　紀元千三百五年—千八百四十五年）

一、改新時代（孝德大化元年—元明和銅二年　紀元一三〇五—一三六九）

三〇　大化の改新……四三
三一　年號の創置及改元の始……四六
三二　阿部比羅夫の蝦夷征伐（ろ）……四七
三三　三韓全く我版圖を脫す（乙）……四七
三四　天智天皇中興の政（或は近江朝の政治）……四八
三五　藤原鎌足……四九
三六　壬申の亂……四九
三七　天武天皇（或は淸見原朝廷　大和飛鳥の宮淸見原の宮）の政治……五〇
三八　律令格式の制定……五一
三九　大寶律令の制度……五三
注意すべき事項……五五
（一）位記、（二）不理狀、（三）陰位、（四）重祚の始、（五）太上天皇の號、（六）大伴博麻、（七）藤原不比等

二、奈良朝（元明和銅三年—桓武延曆二年　紀元一三七〇—一四四三）

四〇　奈良の遷都及遷都の理由……五七
四一　古事記、六國史、風土記の撰修……五八
四二　光明皇后の冊立……五九
四三　藤原の四家……五九
四四　藤原廣嗣の亂……六〇
四五　藤原仲麻呂の亂……六〇
四六　和氣淸麻呂の功……六一
四七　佛教の興隆（ロ）……六二
四八　佛教興隆の利害（ハ）……六三

四九　藤原百川の事蹟……六四
五〇　天長節の始……六四
五一　奈良朝の文化(四)……六四
注意すべき事項……六五
(一)貨幣鑄造の始、(二)道ノ首名、(三)長屋王、(四)道璿、(五)鑑眞、(六)橘奈良麻呂、(七)法均、(八)吉備眞備、(九)朝衡、(一〇)紫微内相、(一一)芸亭
三、平安朝(桓武延暦三年―後鳥羽文治元年紀元一四四四―一八四五)……六六
五二　平安の奠都……六九
五三　坂上田村麻呂の蝦夷征伐(は)……七一
五四　藥子の亂(或は弘仁の變)……七二
五五　伊勢齋宮及加茂齋院の始……七二
五六　藏人所の設置……七三
五七　撿非違使廳の創設……七三
五八　平安朝の佛敎(二)……七四
五九　藤原冬嗣藤原氏を中興す……七五
六〇　承和の變……七六
六一　藤原良房の攝政……七七
六二　應天門燒討一件……七七
六三　藤原基經の廢立……七八
六四　阿衡の爭……七九
六五　菅原道眞の事蹟……八〇
六六　平安朝の遣唐使及此制の廢絶……八一
六七　三好清行及菅原文時の意見封事……八二
六八　延喜、天曆の治……八二
六九　當時京都及地方の狀態……八二
七〇　當時有名なる地方官……八三

七一 天慶の亂……八四
七二 安和の變……八六
七三 花山帝落飾の一件……八七
七四 藤原氏の極盛……八八
七五 平忠常の叛……八九
七六 前九年の役……九〇
七七 後三年の役……九〇
七八 奥羽の亂の結果……九一
七九 刀伊の寇……九二
八〇 後三條帝の親政……九二
八一 白河上皇の院政……九二
八二 保元の亂……九三
八三 平治の亂……九四
八四 保元、平治の亂の結果……九六
八五 藤原通憲……九七
八六 平清盛(太政入道淨海)……九七
八七 治承の變……九九
八八 源賴政の擧兵……九九
八九 源賴朝の興起……一〇〇
九〇 源義仲……一〇一
九一 平氏の西走……一〇二
九二 平氏の滅亡……一〇二
九三 藤原秉實……一〇三
九四 平安朝の文化(五)……一〇四
注意すべき事項……一〇六

(一) 藏口、(二) 帳內、資人、事力、(三) 令外の官、(四) 上達部、

（五）堂上と地下、（六）頭中將、頭辨、（七）貫首、（八）攝政、關白の別
（九）文書内覽、（一〇）年官、年爵、（一一）押領使、（一二）勘解由使、
（一三）揚名官、（一四）在廳、（一五）本家又は本主と領家、（一六）
住人、（一七）大名、小名、（一八）家子、郎等、家人、總領等の稱、（一九）
成功、（二〇）正稅、公廨、雜稻、（二一）官位の書き方に於ける行守の別
（二二）征夷將軍と鎭狄將軍の稱、（二三）夷俘と俘囚との別、（二四）桓武
天皇の朝の重要事件、（二五）坂上田村麻呂の事蹟、（二六）高岳親王、
（二七）令の官制に大變動を起せしもの、（二八）在原業平（二九）寬平御
遺誡、（三〇）里内裏、（三一）菟裘の賦、（三二）藤原元命、（三三）
藤原伊周、隆家、（三四）藤原實資、（三五）源滿仲、賴光、（三六）平泉の
御舘、（三七）平重盛、（三八）六波羅風、（三九）藤原長方、（四〇）
紅梅殿、（四一）三代集、（四二）廿一代集、（四三）六歌仙

日本史上卷目次

終

日本史上卷

第壹部　太古

一　天神七代、地神五代

文學士　藤岡繼平
文學士　小川銀次郎　共編
文學士　箭内互

國之常立神（クニノトコタチ）より伊弉諾、伊弉册尊迄を天神七代と云ひ、天照大御神（アマテラスオホミカミ）以下鸕鷀草葺不合尊（ウガヤフキアヘズ）迄を地神五代と稱するは、彼地に在ませしを天神と云ひ、我日本にて生れ賜ひしを地神と云ふ者なれど、素より後世の稱なり。

二　天照大神の御盛德

先づ五穀の種を撰で水陸両田に植ゑしめ、蠶桑を勸めて紡織の法を敎

へ、人民の爲め利用厚生の道を計り玉ひ、又皇孫瓊々杵尊に五部の神を從へて國を治めしめ、建國の基を開かれたり。

三　大國主命の御事蹟

大國主命は一名を大己貴命と云ふ、其大國主の稱は、諸酋を征服して廣大の土地を有するが故なり。さらば人民畜産の爲めに病を療する方を定め、又鳥獸昆蟲の災を攘はんが爲め、禁厭の法を授けられたる等、萬民安堵の道に盡されし所多し。後には其廣大なる領土を悉皆天照大神に獻じて、自ら退きて出雲に居る、今の出雲大社は乃ち其跡なり。

四　三種の神器の傳來

三種の神器は、初め天照太神皇孫瓊々杵尊に八咫鏡、叢雲劍、八尺瓊曲玉を賜ふて歷代皇位の璽となさしめしもの是なり。然るに崇神帝に至りて曲玉のみを宮中に止めて鏡劍を倭の笠縫邑に安置し、別に新に鏡劍を摸造して護身とせられしが、此笠縫邑の鏡劍は共に垂仁帝の朝に伊勢に遷して祭りしを、又景行帝の時日本武尊が此叢雲劍（草薙劍と改む）をば更に尾張に移したるより、八咫鏡は伊勢神宮、草薙劍は尾張熱田宮に納まる事となれり。又崇神帝の摸造の鏡は此後內裏の炎燒にも失はれず、今日宮中の賢所に祭るもの是なり、劍は安德帝と共に海底に沈みたれば、更に伊勢神宮の獻せしものを以て代りとなせり。唯曲玉のみは玉體を離るゝ事なくして舊の儘今に傳はり居るなり。

注意すべき事項

(一)氏族の三別

古來我邦の氏族に三あり、(1)天皇の胤を皇別、(2)神祇の裔を神別、(3)外國人の族を蕃別と云ふ。

(二)太占

上古大事ある時に鹿の骨を燒て吉凶をトふ事を太占と云ふ。

(三)天ノ日槍

新羅の王子にして、大國主命の治化を望で歸化せる人なり

(四)素盞嗚尊

尊は天照大神の御弟にして、大神と不和なり。後新羅に至り歸りて材木を諸國に蕃殖せしめ治績大なり。叢雲劍は尊の得し所なり。

(五)經津主神、武甕槌神

二神は天照大神の命を受けて、大國主命を說服して、其國土を献せしめ、後四方を征略して功あり。

第貳部　上古（神武即位―皇極三年　紀元元年―千三百四年）

五　神武天皇の東征

(一)東征の目的

神武天皇は日向の高千穗ノ宮に在ませしが、此御在所は西國の偏陬なれば、東行して中樞の地に據り大政を擴張せんが爲めに、東征の師を起したり。

(二)東征の道筋

天皇は其兄五瀨ノ命等と議して、先づ日向を發し、海に航して豐豫の海峽（速吸門）を過ぎ豐ノ國宇沙（豐前國宇佐）に至り、更に筑紫ノ岡田宮（筑前國山鹿港）に移り、轉じて阿岐ノ多祁理宮（安藝國高宮）に居り、それより吉備の高島宮（備前備中備後邊を吉備と云ふ）に至り、此所にて兵備を整へ、進んで浪速（攝津國難波）に達せり、是迄に既に十數年を經たりき。

(三)大和の戰爭

天皇更に進んで生駒山を越て中洲に入らんとせしが、烏見（大和國添下郡）に長髓彦あり、天孫饒速日命を奉じて、之を孔舍衞坂に防ぎ、天險地利に據て皇軍を破り、五瀨命を射殺したれば、天皇は軍を返し、更に海路を取り紀伊國に至りて諸夷を平げつゝ、十津川郷より吉野川の上流に出で河に添ふて遂に宇陀に着して兄猾、弟猾を從へ、それより八十梟帥、兄磯城、弟磯城の諸酋を降し、大勢既に定まりたれば、其餘勢を以て突進し、東南平坦

の地より長髓彦の鳥見の根據を襲ひて之を亡ぼし、四方の夷族を誅滅して始めて東征の功を奏せり。

六　神武天皇の即位

天皇は既に中洲を平定したれば、大倭國畝傍山の東南橿原の地を相して、宮室を營み、天皇の位に即き賜ふ。是れ人皇の祖にして、此即位の年こそ實に紀元元年なれ。

七　神武天皇建國の規摸

天皇建國の規摸は頗る廣遠にして、(一)先づ神祇を尊崇し、即位の式には神籬を建てて八神を祭り、翌年祭場を鳥見山（大和國式上郡にあり長髓彦の據地とは別なり）に立てゝ皇祖を祭りたる等、祭神を以て政治の第一要義とせり。(二)後に完全せし戸姓、政治は既に此時に源せしものにて、臣族に由て各其職業を別にし、以て朝廷に仕へたり。其狀態左の如し。

朝官
- 祭祀
  - 天種子命（中臣ノ祖）
  - 天富命（齋部ノ祖）
- 武事
  - 道臣命（大伴ノ祖）―大伴部
  - 大來目命（久米ノ祖）―久米部
  - 可美眞手命―内ッ物部―近衛

地方官―功臣各國造、縣主等に封せらる。

八　四道將軍

神武帝の大和に都せらるゝや、九州は舊來の御在所にて、中國は其經過し給ひし地なれば、都より西南は皇化に服せしは勿論なるが、又東北地方も、天皇の經營によりて、今の總房地方迄は平定したりしも、爾來歲月を經て、西南の地にも熊襲、胎土の族自立し、東北には蝦夷跋扈すれば、英明なる崇神帝は、是等を治定せられんため、四道將軍を派遣せり。

乃ち崇神帝の十年(紀元573)(1)大彦命を北陸に、(2)武渟川別を東海に、(3)吉

備津彦を西海（九州より山陽道をさす）に、(4)丹波道主を丹波（中國重に山陰道をさす）に遣はして、王化に服せざる者を伐たしむ、是れ四道將軍なり。

此派遣の結果は著しく、(一)是より皇化の下に立つ國多くなり、其等の諸國には以上四氏の孫裔繁殖し、道路も開通して頗る水陸の便を得るに至れり、又(二)此將軍派遣等の爲め政治の擴張ありたれば、從て朝廷の費用增加せしを以て、始めて租稅の賦課あり。

九　本邦租稅の始

崇神帝の時用途多くして、從來の經費にて支辨すること能わざれば、始めて人民に調役を課し、男子よりは弓弭調（獸獵）、女子よりは手末の調（手工）を徵したり。是を租稅賦課の始とす。

一〇　殉死の禁

殉死は我邦古來の習慣なりしが、垂仁帝の廿八年(659)詔して之を禁止せられしは、實に當時の美擧なり。然れども此一令にて全然已みしに非ざるなり。

一一　熊襲征伐

(一)景行天皇の親征

熊襲は隼人と同一種族にして、重に薩、隅、日の邊に割據せし夷族なり。始め皇都の日向にありし頃は服從せしも、神武天皇一度大和に遷り給ひしより年所を經るに隨ひ、漸く强暴を極め、遂に叛て朝貢せざりしかば、景行帝の十二年(742)、茲に征討の師を起されたり。

景行帝は十二年親征の途に就き、海路周防を經て筑紫に赴き、豊前國の夷賊を誅し同國長峽（ナガオ）縣に行宮を建てゝ居られしが、それより碩田（オホキタ）（豊後國大分）を經て、日向に入り高屋の行宮（大隅國肝付郡高屋鄉）に居られ、謀を以て熊襲の渠魁の二女を誘ふて父を殺さしめて其族を平げ、次で筑後國を巡るなり。

景行帝の廿七年(757)熊襲再び反きたれば、皇子小碓命(日本武尊)をして之を伐たしむ。命射を善くするもの弟彦公を從へて至り、短刀直入して賊魁川上梟帥(川の上流に居る故此名あり八十梟帥とは其黨類の多き名なり)を刺し忽ち其族を平げたり。

(三)仲哀天皇の親征

其後仲哀天皇の二年(853)熊襲又叛きたれば、天皇は皇后(神功皇后)と共に親征し、穴門(長門)の豊浦宮に居られしが、それより筑紫に赴き、橿日宮(筑前國香椎宮)にて追討の軍議を開きしに、皇后は豫ねてより熊襲の反するは新羅の後援あるが爲めなる事を知りたれば、先づ其根據地たる新羅を擊たば熊襲は自から平がんとの計を立てられしも、天皇は從ひ賜はず進んで熊襲と戰ひ激烈なる戰爭あり、天皇は其陣中に俄かに崩せり(賊矢に中りしと云ふ)、因て皇后は其喪を秘して三韓征討に向ひ、鴨別をして熊襲を伐たしめ忽ち誅滅したり。さて皇后三韓征服後は熊襲も服從して此後又叛逆の事なし

一二 日本武尊の蝦夷征討

初め蝦夷は東北、北國は勿論近畿地方にも蔓延せしが、漸々征服し、唯東北のものが强暴にして皇命に從はず、景行帝の四十年(770)に至りて叛きたれば、日本武尊征討に向へり。

日本武尊は勇者吉備武彦等を隨へ、軍を帥ひて大和を發し、先づ伊勢の神宮を拜し、是より東海道の海岸に添ふて陸路を進み、尾張を經て駿河國燒津に至りて土賊を平げ(草薙劒の件あり)、相摸國今の三浦郡より海に航して蝦夷の境に入る(航海中尊の妃弟橘妃の入水あり)賊竹水門に屯せしが、恐れて降りしかば尊は進んで日高見國(今の陸前仙臺邊なり)に至り、悉く蝦夷を平げ、歸途常陸より相摸足柄峠を越へ(此峠にて尊が橘妃を追懷して吾嬬者耶と嘆せしより東國をアヅマノクニと云ふ)甲斐に入り、科野、美濃を過ぎて尾張に返り、遂に伊勢能褒野に病で薨せり。

(尾張にて尊の娶れる宮簀姫が草薙劒を、尾張熱田に祭る、熱田神宮是なり)其後天皇も亦親ら東國を巡狩し地勢を視察し、次で御諸別王を東山道、十五國の都督となす。王善政を施し

てより東漸事なし。

一三　上古の官制及土地制度

(一)中央官

朝廷
- 部民長　品部　職業
- 中臣連―中臣部　祭祀
- 齋部首（イムベノオビト）―忌部　政治
- 大伴連―大伴部　兵事
- 久米直―久米部　刑罰
- 物部連―内物部

凡て朝廷に仕ふる官に臣（オミ）、連（ムラジ）、伴造（トモノミヤツコ）あり。臣、連の家より出でゝ政を執る者を大臣（オホオミ）、大連（オホムラジ）と云ふ。大連は垂仁天皇の時物部十千根（トチネ）が任せられ、大臣は成務天皇の時武内宿禰が任せられしを始めとす。雄略帝の時に至りて始めて大臣、大連相並びて朝政を執れり。伴造は京畿と地方とに散在せり。以上臣、連、伴造の下に屬して各其職業を世襲する人民を品部（シナベ）又は部曲の民と云ふ。（右表參看）

(二)地方官

地方官
- 縣主（一〇）
- 稻置（一〇）―村主

地方官の重なるものには國造、縣主、稻置（イナギ）、村主あり。是等の創置に就ては詳かならねど、既に神武帝以來の制なりと傳（スタ）へ、然れ共此制の大に整備せしは成務帝が先帝景行の遺志を嗣で擴張せられしに由る。天皇先づ國縣邑里の境界を限定し、國を大小に分ちて大國小國の國造を置き、縣をも大小に分ちて大縣小縣の縣主を定め、國造縣主の下に稻置を置き、村主は又稻置に屬す。（右表參看）

(三)土地制度

上古の皇室は天下を統括するとは云へ、今日の如く天下の土地人民を

所有せしに非ず。神社には神地(シンチ)、神戸(シンコ)あり、臣(オミ)、連(ムラジ)、伴造(トモノミヤツコ)、國造(クニノミヤツコ)等には各私有の土地人民ありて、皆之を世襲せり、而して朝廷の御領には別に諸國に屯田(ミヤケ)あり、皇后、皇太子の御領には子代(コシロ)、名代(ナシロ)部(ベ)、壬生部(ミブベ)あり、朝廷の財政は專ら諸國より奉る調庸にて辨せしなり。

右の制度は上古を通じて行はれ、大化の改革に至て一大變動をなせるなり。

一四　上古三韓との關係

(一)神功皇后以前三韓との往來

朝鮮は我邦に近ければ既に神代より往來ありしに、其後暫らく絶へたりしが、崇神、天皇の頃に及びて、朝鮮半島の南端なる大伽羅(オホカラ)國が新羅と隙ありて爭端を開きしに、我が國威を望んで、蘇那曷叱智(ソナカシチ)を遣して援將を乞ひしかば、天皇乃ち鹽乘津彦(シホノリツヒコ)を遣はさる。次で垂仁天皇の時、先帝の御諱御間城(ミマキ)の語を伽羅國に賜ふて、是より任那(ミマナ)と稱せり。

(二)神功皇后の三韓征伐

仲哀帝熊襲を親征して崩せしより、神功皇后は武內宿禰と計りて喪を秘し、先づ神を祭て將士の心を收め、更に吉備、鴨別をして熊襲を伐たしめ、御自ら筑前筑後の土蜘蛛(ツチグモ)を征服したる後、再び香椎宮に歸り、男裝して軍に令し、仲哀九年(860)舟師を率ゐて對馬に亘り、和珥津(ワニツ)より出船して新羅に向ふ。此時新羅の都城は慶尙道慶州なり、河邊にありて海に近し、舟師海を蔽ふて來るを見、恐れて降る、皇后爾後毎年の貢を命じ、任那に內官(ウチツミヤケ)家を置きて師を返す。其後神功皇后は大に力を韓地の經營に用ゐ賜ひしより、后の攝政四十七年(907)に百濟始めて朝貢し、尋て應神天皇七年(936)に至りて高麗國始めて朝貢せり、是より、日本の勢力範圍漸く廣大となりしなり。

(三)韓地制馭の困難

此後仁德、允恭、雄略、顯宗の諸朝、始終韓地との交涉ありて、紛紜絕ゆる時

なし、蓋し韓人の狡猾なるより叛服常ならざるに由ると雖も、亦彼我の事情が通せざるより我邦の處置當を失するもあり、中には任那の日本府に派遣せられたる將士が、野心を抱て自ら韓地を領せんとするより、朝廷の政策をして水泡に歸せしむる事さへ稀ならざれば、制馭は頗る困難なりき。

(四)韓地に於ける我が政策の失當

繼體天皇の六年(1172)百濟は任那の一部を我が邦に乞ひしに、大連大伴金村(カナムラ)は之を許せり、蓋し百濟は我に朝貢するに便宜なる地を得るを名として、實は私利を計るなり、任那は之を怨みて私かに新羅に通ず、已にして兩國又隙あり、因て其廿一年(1187)近江毛野(ケヌ)を遣して新羅を征せしめしが、會々筑紫の磐井(イハヰ)反き、新羅と通じて毛野を遏むるを以て、朝廷物部麤鹿火(アラカヒ)をして磐井を平げしめし後毛野を遣せしが、毛野の處置宜きを得ずして蕃人の恨を買へり、金村の政策失當の誹も亦甚しかりき。

(五)任那日本府の滅亡と我が勢力の失墜

其後新羅は益々强盛にして、欽明天皇の廿三年(1222)遂に任那を略し、其地の日本府を亡ぼす、蓋し此府は崇神の朝鎭乘津彦の任那に至て其地の宰となりしに始まりて、爾來わが韓土經略の根據たりしに、茲に亡びしより後は歷朝絕へず恢復を計畫せられしも、一度も成功せず、是より彼地に於ける我が勢力は頓に衰亡せり。

一五　文教の傳來

(一)應神天皇以前我國の文教

漢字は決して應神天皇の朝に至りて始めて傳はりしに非ず。我國九州地方の人民が既に崇神、垂仁帝以前より早く朝鮮又は支那地方と往來せし事明かなれば、是等の地方には、勿論漢字を知り漢文を解せしものもありたり、又朝廷にても、崇神帝の朝に蘇那葛叱智(ソナカシチ)の來朝あり、續きて神功皇后の征韓より漸く彼の文物を傳へたり。

(二)儒學の傳來

然れども、尤も著きは應神天皇十五年(944)百濟の阿直岐の來朝なり、阿直岐經籍に通ずるより太子菟道稚郎子之を師とし、翌年又其國の王仁を召して師とす、王仁乃ち論語十卷、千字文一卷を献ず、是れ本邦に漢籍渡來の始なり。是より學問は大に發達し、倫道に影響する處も大なりき。

(三)東西文部

是より王仁の子孫は世々河内に住し、其地が大和の京より西方に當るを以て西文部と稱し、應神帝二十年(949)に來朝せし阿知使主の後裔は代々大和に住し、京の東方なるより東文部と稱し、所謂此東西文部が爾後久しく本邦の學界及政治界を補導せり。

(四)史官の創置

此後履中天皇の四年(1063)諸國に史官を置き、四方の出來事を記さしむ。蓋し上世は物事簡短にして、出來事も唯口々に相傳ふるのみにて、古く語部などゝ稱する族もありき、漢字傳來後とても、漢字の應用は未だ廣からざりしが、漸く世事の繁雜に赴くに從ひ、記載の必要も起りたれば、茲に朝廷は勿論諸國にも史官を置きしなり。然れども其史官となりし人は猶ほ東西文部の子弟を始め外人に限られたり。

(五)五經の渡來

次で繼體天皇の七年(1173)百濟より五經博士段揚爾來り、續ひて同五經博士漢高安茂之に代る。是を講習せしも重に文部の子孫なりしならん。

(六)佛教の傳來と學問の興起

欽明帝の朝には、更に百濟より醫、易、曆の博士を徵し、尋で佛教の傳來せしより文教は著く發達隆盛に向ひたり。さらば其影響は推古帝の朝に於て著く、其十年(1262)には百濟の僧觀勒來りて、曆本、天文、地理、遁甲、方術の書を献じ、本邦人就て學習して初めて業を成し、又十八年(1270)には高麗の僧曇徵が始めて紙、墨の製法を傳へ、聖德太子は博學にして十七條憲法を作り、蘇我馬子と共に國史を撰錄せり。此國史は蘇我入鹿滅亡の時に悉く焼亡し、王辰爾の孫なる船史惠尺が幾かに國史の餘燼を取出せし事は有名なり。

(七)遣隋使及遣唐使の初

推古天皇十五年(1267)初めて小野妹子(イモコ)を隋に遣はし留學生を從はしむ。次で舒明天皇二年(1290)更に犬上御田鍬、僧惠日(エニチ)を唐に遣はす(推古帝廿五年に隋亡びて唐興る)、是れ遣唐使の始なり。爾來屢々遣唐使の發遣あり、留學生も增加して歸朝の後政治文學の上に働ありし人も少なからず、當時の留學生中注意すべきは、高向玄理(タカムクノクロマロ)、僧旻(ミン)、南淵請安(シヤウアン)等にして、是等の人々は歸朝の後國の博士に任せられ、本邦人にして博士となりし始めなり。要するに推古朝の前後は、從來の學問が唯外人の後裔にのみ有せられし風が止みて、本邦人にして業を成すもの多く、文敎が廣く國內に普及したる一大變時となりとす。

一六　仁德天皇の御治績

天皇大鷦鷯尊(オホサヽギ)は應神天皇の皇子にして、始め皇弟稚郎子と互に位を讓り賜ひしが、遂に即位し、先づ人民の貧苦を愍み、即位の四年(976)詔を下して三年間民の課役を免せられし等、頗る御仁慈なる御方なりき。されど唯節儉一方の君に非ずして、即位の初め、倭の地が經略上不便なるより、都を交易に便利なる攝津の難波に遷し、高津宮を建て、堀江を掘り堤防を築き、又池溝を通じて四萬餘頃の新田を作り、大道を河內に通じたる等、內國に於ける施設の規模の廣大なるのみならず、又新羅、百濟等の外事にも注意せられ、海外貿易を盛にし、頗る潤達の天皇なりしなり。

一七　武內宿禰

武內宿禰は孝元天皇の曾孫にして、景行帝廿五年(755)命を受けて東北蝦夷の狀況を視察し、成務帝三年(793)大臣(オホイマチキミ)となりて、天皇の地方制度改革に與て大に力あり、尋で仲哀帝の熊襲親征に從ひ、續て神功后の征韓にも從軍し、征韓功を終へて歸るや、應神帝を輔翼して、其九年(938)には筑紫を統監し、後仁德帝迄大政に參與して、此朝に薨ず(其齡三百歲等と云ふは日本書紀の紀年に錯誤あるが爲めなればず信ずべからず)其子孫大に繁榮したる中にも、蘇我氏尤も著はれたり。

一八　姓氏の制及其紊定

上古は官位の制なく、姓氏（カバネ）を以て尊卑を定め、姓氏によりて其家格と職業とが一定したり、一例を示せば、中臣、連、某山部、公、某等には、其配下に中臣部、山部等の部民を有するが、此中臣、山部は氏にして其掌る職業を以て名けたるものなり、又連、公は姓にして今の爵の如く家格の高下を示すと同時に又其部民の長なり、而して此部民は各其専門の職業仮令ば中臣部は祭祀、山部は山林の事を業として、子孫に世襲し、以て族長に仕ふ、此部民を部曲（カキベ）の民又は品部（シナベ）と稱す、此後皇別、神別、蕃別の三大區別ありしも、なほ大臣には世々皇別の人よりなり、大連は世々神別の人よりなり、蕃別の人は唯文筆、會計、技藝の事を司りしのみにて、其區劃判然し地位一定して相犯す事なかりしも、漸く時を經て一族數多に別るゝに從ひ、本宗と支家と互に混乱し、皇、神の區別も明かならざりしかば、允恭天皇四年（1075）庶人を味橿丘（ウマカシノオカ）に會して、盟神探湯（クガタチ）を行ひ、姓氏を糺したるより、

始めて正しくなりぬ。

一九　盟神探湯

探湯（クガタチ）は古代裁判の一法にして、熱湯に手を投じて傷きたるものは罪あり、傷かざるものは罪なしと定むる方法にて、之を裁決する者を解部（トキベ）と云ふ、未開の世には世界諸國にありしものにて、我邦にも上古よりありけるが、其史書に見へたるは應神帝九年（938）を以て始めとなす、素より威喝の一法に過ぎずして正當の方に非ざれば、爲めに冤を被るものも少なからざりき

二〇　雄略天皇の治

(1)天皇は勇健にましまして大に武事を勵み賜ひ、屢々將帥を遣はして新羅、高麗を伐たしめ、三韓經略に注意せらるゝと同時に、又(2)内國にては大に殖産工業を奬勵し、從て(3)財物充溢せしかば、三藏を分立して財政を整理せられたり。（次の二節參照）

二一　工藝の發達

工藝布帛の事は既に太古よりわりたれど、未だ幼稚なりしが、三韓交通以來大に發達したり、其著きものは應神帝の時、秦ノ弓月君（ユヅキノキミ）秦の始皇の裔功滿王の子は百二十七縣の民を率ゐ、三韓を經て我が邦に歸化し、仁德帝の時蠶を養ひ絹帛を製して上り、秦氏（ハタ）と稱す、又阿知使主（後漢孝靈帝の裔）は同く應神帝の朝歸化し、漢氏（アヤ）と云ひて工藝に務む、雄略帝は大に殖產工業に留意せられ、先づ皇后をして蠶を養はしめ、諸國に桑を植ゑしめ、且つ吳より縫女兄媛（エヒメ）、弟媛（オトヒメ）、工女漢織（アヤハトリ）、吳織（クレハトリ）、等を召して奬勵せらる、茲に於て獻上の絹帛甚だ多く、遂に三藏分立するに至りき。

二二　三藏の分立

初め祭政相分れざる古には、神物も官物も皆齋藏（イミクラ）に收めて、齋部氏が世々之を監督し、工藝美術は一に其氏族にて司りしが、履中帝に至りて、更に內藏（ウチツクラ）を立てゝ、官物は專ら之に收め、阿知使主と王仁とをして此出納を記さしむ、雄略帝に至りて絹帛益々充溢するを以て、更に大藏を立てゝ秦（ハタ）ノ酒公（キミ）を其長官とし、東西文部をして其記錄を掌らしめたれば、茲に於てか三藏は愈々分立して各其用をなせり、而して蘇我滿智（マチ）が更に此三藏を總監せしが、實に三藏は國家經濟の收まる所、紀綱弛張の係る所なれば、之を監するものが自から勢力を得るは必然の理にて、遂に後來蘇我氏隆盛の基礎を成し、之に反して從來工藝の事に與りし齋部氏は益々衰亡したり。

二三　顯宗、仁賢天皇の仁政

弘計（ヲケ）顯宗、億計（オケ）仁賢二王は其父市邊押磐（イチノベノオシハ）皇子の害に逢ひ賜ひしより、播磨の赤石（アカシ）郡に遁れて、細目（ホソメ）の家僮となりしが、播磨の國司小楯（オクヂ）之を知て清寧天皇に奏し、天皇は皇子なきを以て喜で之を迎へ、二王相次で帝位に登りしが、久しく民間に在て下情に通ぜられし故、大に仁政を布きて人民富みたり。

二四　佛教の傳來及其興衰

(一)欽明天皇以前

朝鮮は早く支那より佛教を傳へて行はれしが、我邦には未だ公然入り來る事なし、然れども應神帝以來交通の繁きにつれ、此宗教を知りし者なきに非ず、既に繼體帝十六年(1182)に南梁の人司馬達等(ジバタット)が大和に來りて、私かに布教せしとの傳へあり、されど勿論一般に信せらるゝ事なし。

(二)佛教初度の渡來

その後欽明天皇十三年(1212)に百濟より釋迦佛の銅像一軀及佛經を獻じて盛に其功德を頌す、因て天皇佛教入不の議を群臣に問ひしに、崇佛黨には蘇我稻目(イナメ)あり、排佛黨には物部尾輿(オコシ)、中臣鎌子(カマコ)ありしが、天皇は先づ稻目をして試に之を祭らしめしに、偶々疫癘流行せしより、初めて之を禁せり、されど稻目の信仰は未だ止まず。

(三)崇佛、排佛分黨の理由

此兩黨相分れし理由は、抑も蘇我氏は大臣家にして皇別なるが、滿智が三藏を總監して秦、漢二氏の歸化人を隷屬せしより、蘇我は早くより外國文明を歡迎したれば、此度外來の佛教を迎へしは偶然に非ず、又物部氏は大連家にして、中臣氏と共に神別の系を引きしものにて、中臣氏は世々祭祀の事を司りて所謂神道家なれば、從來傳へ來る自家の思想上よりも又利害上よりも、外來の佛教に反對するは尤もなる事なり、加ふるに中臣が應神朝後志を得ざりしは蘇我の祖先たる武內家の排斥に由りしものなれば兎ても両立し難き地位に立てり、物部氏も亦中臣氏と同じ境遇にて、蘇我とは相容れざりしが上に、其主義は到底改新主義の蘇我氏とは合はず、以上數多の原因は此佛教傳來の導火線に由て爰に發表せしものたり。

(四)佛教の再渡

次に敏達天皇の時百濟再び佛經及僧尼、佛工を獻じ、新羅も亦釋迦の像

を貢す、蘇我稻目の子馬子、又大に佛を信じ、佛舍利（ブッシャリ）の殿を立て、佛堂を作り、漸く民間に廣まりしが、又偶々疫癘流行せしかば、再び之を禁じ、物部尾輿の子守屋（モリヤ）及中臣勝海（カツミ）（鎌子の？）は佛法信者を攻めしも、馬子、私かに天皇ょ奏して、獨り崇拜するの特許を得て佛堂を營み、依然として行はれき。

(五)佛教の興隆

然るに物部と蘇我と軋轢の極（次節詳述）遂に物部氏亡びてより、崇佛黨の蘇我氏の獨舞臺となりし上に、用明、推古天皇等皆熱心なる佛教信者にあらせらるれば、佛教は俄かに弘まれり、中にも聖德太子は其興隆に尤も與て力ありたれば、是より奈良、平安朝に至りて、佛教は益々全國に蔓延し、全く本邦の國教となりぬ。

二五　厩戸皇子

厩戸皇子（聖德太子にして世に上宮法皇と稱す）は用明天皇の皇子にして、推古天皇の皇太子に立ち萬機を攝政す、聰明にして儒學、佛教、天文、地理等に精通し(1)殊に馬子と力を併せて佛法を興隆し、四天王寺、法隆寺等を建て、自ら經論の注疏を作り或は講說をなし、田畠を佛寺に寄附する事も頗る多く、佛法の隆盛は多く太子の力に依る又(2)太子始めて推古帝の代に朝官の冠位十二階を制し、(3)官曆を頒ち、十七條憲法を作り又(4)馬子と共に國史を撰錄したる等、功績甚だ顯著なり、此他にも(5)遣隋使留學生の派遣の如きも亦太子の畫策に出づ。（敏達二年1233生、推古廿九年1281薨）

二六　本邦女帝の始

神武天皇以來未だ女帝なし、神功皇后は久しく萬機を裁し賜ひしも尚ほ攝政なり、然るに蘇我馬子は其妹の出なる推古天皇を立てしより、女帝の例を開き、此後皇統を通じて七人の女帝在ませり。

二七　上代の美術

太古より工藝品はあれど勿論幼稚にして、韓漢交通の後に至て始めて

美術と稱すべきものあり、後佛教の傳來に及で大に精巧の域に達せしなり。

先づ朝鮮、支那と交通を開きし後、彼の工藝人來朝するもの多く、雄略、武烈帝の頃に辰貴（シンキ）（魏文帝の後）あり、書を能くして大岡首（オホヲカノオビト）の姓を賜はれり、又雄略の朝に織女縫女を支那より取りし外、陶部、鞍部、畫部、錦部の來朝あり し故、工藝美術發達せしも、未だ生活の必要を充たせし方多きに居れり。然るに佛教傳來して、寺塔の建築佛像の彫刻あるや、寺工、佛師、畫工、瓦工等の入朝するもの甚だ多く、推古帝の朝には、高麗の僧曇徴は紙墨を製せし外畫を以て著く、鞍作止利（クラツクリノトリ）（又ノ鳥）は佛工として尤も有名なり。當代の遺物には、聖徳太子の肖像（百濟の皇子阿佐（アサ）と傳ふ）天壽國曼陀羅（テンジュコクマンダラ）（聖徳太子の妃玉蟲（タマムシ）厨子（ヅシ）が作りたり）大和法隆寺の金堂（コンドウ）に安置す等あり、建物としては推古十五年（1267）に成りし大和の法隆寺最も著し。

二八　上代の法律及十七條憲法

(一)推古天皇以前

神武より推古迄は概して人民質朴にして事物簡畧なれば、(第一)唯習慣先例に由て處分する事と、(第二)時機に際して一時の法を立つる事との二道に由て、法律は施行せられたり。(官制、姓氏制、土地制度等は前に述べたり)而して祭祀が政治の大源なりしかば、刑法にも天ツ罪、國ツ罪（アマツミクニツミ）の二別ありて、之が刑罰にも二法あり、(一)は解除（ハラヒ）と稱するもの乃ち祓にして、犯罪者が海邊に至りて身を清め(御禊（ミソギ）)たる後贖物（アガナヒモノ）を出す法にして、祭祀を司る中臣氏が之を監せり、(二)は今日の所謂刑罰にて、貶姓、脫姓、入墨、流罪、死罪、獻物等の種類ありき。

(二)十七條憲法の制定

斯の如く萬事簡易なりしも、既に支那朝鮮と通じ、佛教は傳來し、文運進みて、世事の紛雜するに隨ひては、國民の一大標準を定むるの法典なからざる可からず。故に推古天皇の十二年(1264)厩戸皇子が儒佛兩教を折衷して十七條の憲法を作りたり、是れ我邦成文法の始めなり。

二九　蘇我、物部、中臣の興亡

(一)蘇我氏興隆の原因

蘇我氏系圖

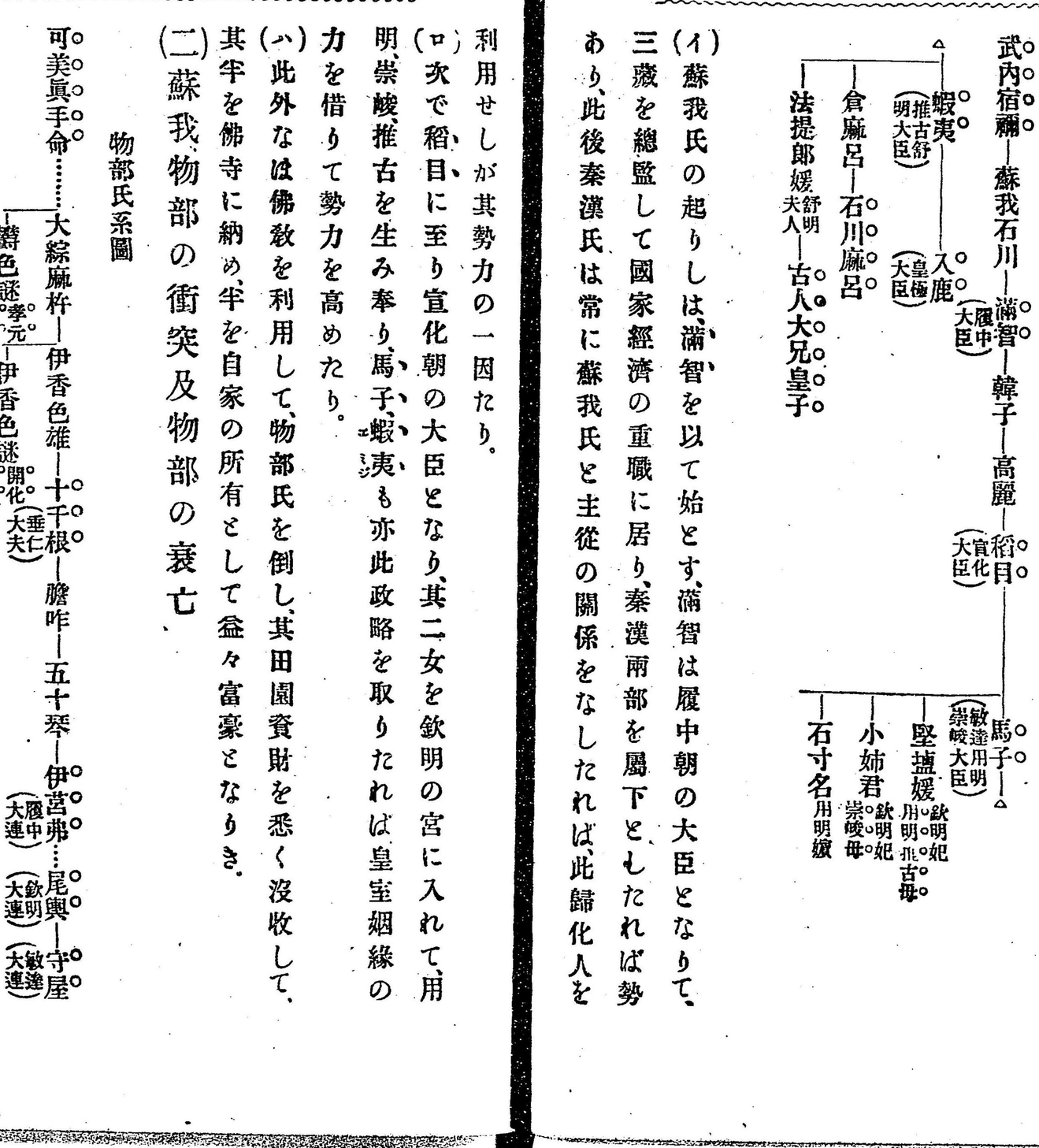

(イ)蘇我氏の起りしは、滿智を以て始とす、滿智は履中朝の大臣となりて、三藏を總監して國家經濟の重職に居り、秦漢兩部を屬下とし、たれば勢あり、此後秦漢氏は常に蘇我氏と主從の關係をなしたれば、此歸化人を利用せしが其勢力の一因たり。

(ロ)次で稻目に至り宣化朝の大臣となり、其二女を欽明の宮に入れて、用明、崇峻、推古を生み奉り、馬子、蝦夷も亦此政略を取りたれば皇室姻緣の力を借りて勢力を高めたり。

(ハ)此外なほ佛敎を利用して、物部氏を倒し、其田園資財を悉く沒收して、其半を佛寺に納め、半を自家の所有として益々富豪となりき。

(二)蘇我、物部の衝突及物部の衰亡

物部氏系圖

物部氏の起りしは始め孝元、開化の二代の后を出したるより、垂仁朝の十千根に至て盛なり、其孫伊莒弗は履中の大連となり、爾後物部氏勢力

ありて、かの大伴氏（道臣命の後）と相並んで世々政に參りしが、繼體帝の時大伴金村起るに及びて、勢力民望共に物部氏を凌ぎしかば、物部は金村を讒して退けたれば、是より大伴は私かに蘇我氏と結托せしかば、自から物部と蘇我との軋轢は始まりたり。然るに欽明帝に至りて佛教の傳來せしより、端なくも此軋轢の度は高まり、欽明、敏達の兩朝崇佛黨の蘇我と排佛黨の物部が互に爭ひしは前述の如し、加之此際又皇位の爭起れり、始め敏達帝崩ずるや、物部守屋は穴穗部皇子を立てんとせしも、馬子は其妹の出なる大兄（オホエ）皇子（用明）を立てしが、程なく又用明帝の崩ずるや、馬子は穴穗部皇子を攻亡し、中臣勝海、物部守屋を合せ亡せり、爰に於て先きには蘇我氏の妨害たる大伴氏は既に早く衰へ、今又物部の大族亡びたれば、是より蘇我氏一躍して隆運に向ふ。

(三)蘇我氏の專橫

舊家有力の大連家物部を倒して、大臣家蘇我の獨舞臺となりし以上は、忽ち專橫を極むるは自然の勢なり。乃ち馬子は其の妹の出なる崇峻天皇を擁立し、尋で東漢直駒（ヤマトノアヤノアタヒコマ）をして天皇を弑し奉り、又其妹の出なる推古帝を立つ、其子蝦夷父に繼で大臣となり推古の崩ずるや皇繼に異論ありしが、蝦夷は異論者を排して舒明帝を策立し、其功を以て擅威を逞にし、又其妹を入れて舒明の夫人となし勢力を扶殖せり、舒明帝崩じて皇后位に即く皇極帝是なり、蝦夷の子入鹿（イルカ）は其朝に國政を專らにして、僭上暴橫極りなし、皇極は蘇我氏と緣戚ならねば、入鹿は帝を廢して巳が從弟古人大兄（フルヒトノオホエ）皇子を立てんと計り、厩戸皇子の子山背大兄王（ヤマシロノオホエ）の威望あるを憚りて、其宮を襲ひて悉く其一族を滅す、入鹿父子暴橫の行動多き中にも、此大兄王を弑せしは最も民望を失ひし所以にして、是れぞ自族の滅さるゝ口實となりしなり。且つ蘇我氏の斯の如き專橫に倣ひて、他の臣、連、伴、造、國造等も擅に土地人民を略有して、貢賦を朝廷に致さず、天下の弊漸く極れり、此時勢の一轉機を見て起りし者乃ち中臣氏なり。

(四)中臣氏の興起及蘇我の滅亡

中臣氏は天ノ兒屋ノ命より出づ、大抵神代以來祭祀の事に從事せしが、佛敎傳來の際鎌子、勝海の二人が始めて政界に名を顯せしも、却て馬子の爲めに殺されて盛ならず、然るに御食子の子鎌足は夙に政治眼ありければ、蘇我の專橫にして民望を失ひ政弊の起るを見て、自ら興るの機なるを察し、皇極帝三年(1304)神祇伯に任ぜられしも辭して受けず、攝津の三嶋に退きて時變を待ち私かに計畫する所あり、先づ輕皇子(皇極帝の弟)中大兄皇子(皇極帝の皇子)と私かに相結び、且つ中大兄に勸めて敵黨の蘇我ノ倉山田石川麿の女と婚を結びて己が味方となし置き、さて皇極天皇の四年(1305)六月三韓進貢の日に乘じて入鹿を誅し、續て蝦夷を亡ぼしたり。爰に於てか從來の大臣家も亡び、中臣氏代て起り、遂に後日藤原氏隆盛の源をなせしなり。

(五)蘇我氏滅亡の結果

蘇我氏の滅亡は決して輕々に看過す可からず、從來相並びて國家の大政に參りし大臣大連家は爰に於て全く亡びて、所謂族制政治は止み、其蘇我氏の所有せる許多の財產は悉く大化改新の費に投ぜられて始めて郡縣政治と稱すべきものを形作りしものにて、史上に於ける世局の一大變動たり。

注意すべき事項

(一)日文(ヒブミ)或は神代文字

從來日文或は神代文字と稱するものありて、本邦上古文字ありし證とせしも、此文字實は朝鮮又は支那の文字なるべし。

(二)氏人、氏上、

氏とは元來族類を別つ名稱なり、其一族の人々をば氏人(ウヂビト)と云ひ、此を統ぶる長を氏上(ウヂカミ)といふ、而して氏には大氏、小氏の別ありて、各氏上あり、何れも氏人は氏上に屬して朝廷に仕ふるなり

(三)神道及祝詞

神道とは天神地祇又は造化の神を祭り、或は祖先又は國家の勳功者を祭る事を云ふにて、所謂祖先教と稱するもの是なり。祝詞は乃ち此祭祀に誦む所のものにて、多く祖先の功業を書き立てて、之を崇びたるものなり

(四)歌垣

歌垣とは數多の男女一所に集りて、歌舞贈答する上代の遊戲なり。男女の配偶は此時に求むるものなりと云ふ。

(五)金鵄のいはれ

神武天皇長髓彦を征伐せられし際、金色の鵄飛び來て天皇の弓弭に留まりしと云ふ。金鵄勳章の名は此靈瑞に基きしなり。

(六)手研耳尊の陰謀

尊は神武天皇の庶子にして、天皇の崩後皇位を望みしを、神渟名川耳尊(綏靖)に亡さる。

(七)武埴安彦の反

崇神天皇十年(573)四道將軍を派遣せんとする際、武埴安彦其妻と共に反せしかば、大彦命(北陸道將軍)之を平ぐ。

(八)狹穗彦の反

狹穗彦は垂仁天皇の后狹穗姫の兄にして、帝の五年(636)天皇を弑せんとの企ありしも顯れて殺さる。

(九)相撲の起

垂仁帝の七年(638)出雲の人野見宿禰が當麻邑の人蹶速と力を角して、之を蹴殺せしを以て始めとす。

(十)大矢田宿禰

紀元八六〇年神功皇后三韓を降服して凱旋するや、大矢田宿禰を新羅の宰となして、其地を鎭撫せしむ。

(十一)麛坂、忍熊王の乱

麛坂、忍熊二王は應神天皇の庶兄なり、神功皇后の三韓より凱旋するや、兵を攝津住吉に屯して皇后を要撃せんとせしが、麛坂王は遊獵にて變死し、忍熊王獨り軍を督して山城菟道に退守せしを、武内宿禰伐ちて平げたり。

(十二)斯摩宿禰

神功后攝政四十六年(906)に命を受けて卓淳國に使し、百濟王に朝貢を命じたれば、百濟是より朝貢せり。

(十三)葛城襲津彦

葛城襲津彦は神功后攝政の間及應神帝の初めに亘りて、度々新羅を征伐して功を奏せし將なり。

(十四)仲ノ皇子の乱

住吉仲皇子は仁徳帝の皇子なり、紀元一〇五九年天皇の崩ずるや、兵を擧げて皇太子去來穗別(履中)を襲ひて之を走らしたれば、太子の同母弟瑞齒別皇子(反正)は仲皇子を攻殺せり。因て履中天皇位に即き、次で瑞齒別(反正)の功あるを以て位を讓る、是れ皇位の兄弟に及ぶ始めなり。

(十五)眉輪王の變

安康天皇大草香皇子と隙あり、攻めて皇子を殺し、其妃中帶姫を納れて皇后とす、大草香皇子の子眉輪王天皇を仇として弑逆す(紀元1116)、天皇の同母弟大泊瀬皇子(雄略)眉輪王を殺して事平ぐ。此變に諸皇子嫌疑を蒙て害せらるゝもの多し、市邊押磐皇子(履中の皇子)も此際害に逢ひしかば、其二皇子億計(仁賢)、弘計(顯宗)は一時野に身を隱せしなり。

(十六)吉備田狹

田狹は雄略天皇の七年(1123)任那の國司に任せられ、任那に至りて叛を計れり、是より我邦の三韓に對する制馭益々困なり。

(十七)飯豊青皇女

清寧天皇崩じて、億計、弘計の二皇子が互に位を讓りし際、飯豊青皇女が十一ヶ月間許り政を聽きしより、後世之を皇代に列するが如き事あるなり。

(六)大伴金村の事蹟

金村は武烈天皇より欽明天皇に至る五朝の大連となりて政を執り大伴氏を興せし人なり。先づ紀元一一五九年、大臣平群眞鳥、鮪、父子の專橫なるより、之を亡ぼして、武烈天皇を輔翼し、帝の崩ずるや金村計りて繼體帝を迎立し、其功を以て安閑、宣化の兩朝を經て漸く勢を成せしが、欽明の朝外交政策の失敗より、物部氏の爲めに計られて退けられ、爾後大伴氏復振はず。

(七)日羅

日羅は火葦北國造の子にして、永く百濟にありて彼土の事情に通せり。敏達天皇召して韓土の經營策を問ふ、日羅百濟の國情を吐露しければ、百濟の使人は之を怒て歸途に日羅を殺せり。

(八)味摩之

推古天皇の朝に我邦に歸化して、始めて吳の伎樂を傳へし百濟人なり。

(九)僧正、僧都の創置

推古天皇の時佛敎の盛なるにつれ、僧徒にして暴行をなすもの少なからねば、僧尼を檢校せん爲め、其卅二年(1284)始めて僧正、僧都の僧官を置く。

第參部　中古時代（孝德大化元年―後鳥羽文治元年　紀元千三百五年―千八百四十五年）

一、改新時代（孝德大化元年―元明和銅二年　紀元一三〇五―一三六九）

三〇　大化の改新

(一)改新の原因

始め欽明天皇の時任那の日本府亡びてより、三韓に於ける我國の勢力

は衰へたれば、之を恢復せんには先づ我が國内を整へざる可からず、然るに内國にては唯門閥にて人を取り、豪族は數多の土地人民を私有して統一せざれば、厩戸皇子は之を改革せんとせしも未だ成就せざりしかば、誰か又其後を繼で改革を果すべき必要あり。然るに以上國内の弊害を釀したりし大族物部、大伴は早く亡び、今又蘇我氏が滅びて、其多くの土地財産を朝廷に於て沒收せしかば、是が處分をなすを機會として此大化改革が始まりしなり。

(二)改革の準備

先づ中大兄皇太子が改革の黒幕となり、中臣鎌足が内臣となり、功臣蘇我倉山田石川麻呂(マロ)が右大臣、名族阿部倉梯(クラハシデ)麻呂(マロ)が左大臣となりて、各々密議に參り、嘗て留學生となりて法理に通ずる高向玄理、僧旻が博士として改革の顧問となれり。

(三)改革の時

孝徳帝大化元年(1305)より白雉三年(1312)迄八年間に一段落を告ぐ。

(四)改革の要點

改革の綱領は左の四大事に含まる。

(イ)第一條は尤も必要にして、先づ全國に於ける豪族の私有する田莊(デンソウ)の土地人民をも罷めて、一旦悉く朝廷に收め、其代りとして、大夫以上には食封(ジキフ)(食封は封戸とも稱して、若干の人民を官人につけて、其人民の出す租稅を其官人の收入とおすなり)を賜ひ、大夫以下には布帛を賜へり。

(ロ)中央を整へんが爲めに、畿内の境を定め、京師には里の上に坊あり坊に坊長を置き、四坊毎に坊令を置きたり。又地方に向ては、國に國司あり、郡を大、中、小の三等に分ち、もとの國造を郡司となし、其下に主政、主帳を置く。而して要所に關所を設け、宿驛を諸所に置きて交通を便にす。

(ハ)田地の制を大に改めて、戸籍と計帳(計帳は一國ごとの收稅の豫算帳にて、一戸毎に其年の租庸調の見積りを出

さしめて、官にて之を總計せし者あり）に據て調査して、班田收授の法を立つ、此法は生れて六歳に達したる全國の男女に各口分田（一人〳〵の請取る田地を口分田と云ふ、男は二段女は男の三分の二を受く）を班ち與へ、六年毎に班ちかへる制なり。

（ニ）稅には租、庸、調の三あり。租は一段より稻二束二把を取り、調は土産に從ふて絹、綿、魚、塩等を取り、庸は賦役に出る代りに米、布を出さしむるなり。

右の外、新に八省百官を置き、冠位の制を改め、風俗を矯正し、朝官を督勵して紀綱大に振張す、後日大寶の律令は是に基きたるものなり。

(五)改革の實行

右の如く改新の制は整ひたれど、此際悉く實行せられしに非ず、殊に班田收授法の如きは豪族の喜ばざる上に繁雜にして早く廢れ、又舊來の國造が郡司となりし故權力も大にして、漸く地方の弊政を來せり。

三一　年號の創置及改元の始

孝德天皇の即位元年乃ち紀元一三〇五年始めて大化の年號を立つ、是れ本邦年號の始めにして、同大化五年長門國白雉を獻せしより、白雉と改めしが、改元の始なり。

三二　阿部比羅夫の蝦夷征伐

日本武尊蝦夷を征して仙臺以南を平げし後、仁德天皇の朝に田道將軍の征伐、舒明帝の朝に上毛野形名の討伐ありしが、此時代に入りては、孝德帝の時北陸に渟足、磐船（越後國にあり）の二柵を作りて賊を防ぎ、齊明天皇の四年（1318）に越（北陸道越地方）三の國守阿部比羅夫が舟師を帥ひて東征し、渟代（今の能代）津刈（津輕）、後方羊蹄（後志）に郡領を置き、尙ほ進んで肅愼（肅愼は靺鞨とも稱して、朝鮮の東北方なれど、阿部比羅夫の征したるは今の樺太邊か）をも征伐して蝦夷の後援を絕ちたり。第十二節參照

三三　三韓全く我版圖を脫す

欽明の朝任那の日本府亡びてより、三韓に於ける我國の勢力衰へたりしが、齊明天皇元年（1315）に至りて、百濟、高麗、靺鞨連合して新羅を侵し、新羅

は唐の助を乞ひて百濟を攻めたり、百濟乃ち援を我邦に請へり、天皇阿曇比邏夫(アヅミノヒラブ)をして舟師を率ゐて赴き援はしめ、其七年(1321)には天皇親征軍を筑紫に出して朝倉(アサクラ)宮(筑前朝倉)を行宮とす。然るに百濟にては國王豊璋(是迄日本に質となりしが此度歸りて王となりし也)が自國の志士鬼室福信(キシツフクシン)と隙を開きしに乘じて、新羅は急に百濟を攻め、我援軍は唐將劉仁軌と江口(白江の海に注ぐ口)に戰ひて大敗し百濟亡ぶ(1323)、後高麗も亦唐に亡ぼされたり(1328)、天智天皇位に即くに及びて、內治に忙はしくして外國に手を出す暇なく、又彼等の叛復常なくして徒らに費用を要し人民を惱ますより、斷然三韓を放擲したり

三四　天智天皇中興の政(或は近江朝の政治)

天皇は勉めて大化の改革を實施せられしが、著き治績は(1)近江朝(近江國大津に都せしなり)の令廿二卷を作り、(2)學校を建て、(3)其九年(1330)新に戶籍を作り、之を庚午年籍(コウゴノネンジャク)と稱して、此後戶籍の摸範となれり。

三五　藤原鎌足

鎌足は天兒屋命の裔にして、始め中大兄皇子と謀りて蘇我氏を誅し、次で孝德の朝に內臣に任じ、皇太子を助けて大化の改革を成就し、天智帝位に即くに及んで、近江令を作り輔弼の功尤も大なり。薨ずるに臨み大織冠を授けられて藤原と稱す、實に藤原氏興起の祖なり。(天智八年(1329)薨)

三六　壬申の亂

(一)原因

一方には大化の改革に土地を失ひたる豪族は此改革を行ひたる天智帝(中大兄皇子)に對して不平あり、此際又近江大津に迁都して雜用多きを以て人民喜ばず。然るに又他方には天智帝は始めより大友皇子の賢明を愛し皇太弟大海人(オホアマ)とは不和なりければ、天皇崩御の時大海人は帝の意中を察し、出家して吉野に退き、帝位を大友皇子(弘文天皇)に讓りたれども、實は大海人の本意に非ざりしなり。さらば兼て近江朝廷に不平なるもの

は大海人に黨して遂に此亂起りしなり。

(二)戰爭

弘文天皇元年(1331)六月大海人皇子吉野より起りて兵を擧げ、村國男依(ムラクニノヲヨリ)等と共に逸早くも美濃の不破ノ關と伊勢の鈴鹿山とを扼して、東北への要路を絶ちたれば、弘文天皇は諸道に使を發して兵を徵さんとせられしも皆志を得ず、同年七月遂に勢田の戰に皇軍の將智尊(チソン)等奮鬪せしも大敗して、天皇は大津の宮より山前(ヤマサキ)(國近江)に逃げて、其地にて縊死し賜ひ、大海人皇子代て帝位に登る天武天皇是なり。

三七　天武天皇(或は清見原(キヨミハラ)朝廷(大和飛鳥の清見原の宮)の政治

(一)天智帝の定めし氏上の制を厲行し、八色の姓(一等)眞人(マヒト)(二等)朝臣(三)宿禰(四)忌寸(イミキ)(五)道師(チノシ)(六)臣(七)連(八)稻置を定めて、壬申の勳功者に良姓を與へて、從來の系圖によらざりしは大改良なり。

(二)又近江朝の政治は餘り支那的にして國情に適せざる處も少なからねば、天武帝は之を日本的に改められたり。假令ば前朝に比しては大に神佛を尊崇し、冠位の名も日本的の文字を用ゐたり(明、淨、正、直、勤、務、追、進の如し)

(三)天皇は弘文帝を攻めて皇位より登りしかば、人心を得ん爲めに寬大なる政治多く、或は課役を免じ、貸稻(イラシイネ)の額を定め、屢大赦を行ひ、又巡察使を出して民の疾苦を調査せしむ、是れ本邦巡察使の始めなり、殊に大に兵備に注意せられき

三八　律令格式の制定

(一)律令制定の理由

大化改新の政を實行せんには此制度を記せる法典なからざるべからず、されば天智以來早く法典撰修の企ありしも、戰爭等の爲め成らざりしが、文武帝に至りて天下無事となりし故、此編纂が成就せしなり。

(二)律令制定の次第

始め天智帝鎌足に命じて令廿二巻を作り近江令と云ふ。天武帝之を修正して持統三年(1349)に天下に頒布す。文武天皇忍壁(オサカベ)親王、藤原不比等(フヒト)に命じて近江令を改正せしめ、大寶元年(1361)に至りて令十一巻律六巻成る、是れ有名なる大寶令なり。後元正帝養老二年(1378)に不比等又大寶令を改訂して、律令各十巻(リヨウ)を作る、是れ養老律令にして今日に傳はる者なり。

(三)格式の制定

此律令を改正増補せん爲め格式作られたり、嵯峨帝弘仁年中に成りしを弘仁格式と云ひ、清和帝貞觀年中に成りしを貞觀格式と云ひ、醍醐帝延喜年中に成りしを延喜格式と云ふ、以上を本邦の三大格式と稱す。

(四)律令格式の意義

律は嚴重に制禁したるものにて、今の刑法の如し。令は勸戒を旨としたるものにて、今の官制、兵制、民法以下凡ての法制を含む。格とは時宜により勅裁を以て律令を増減せるものなり。式とは令の個條の細目を規定せるものにて、官吏の事務章程の如きものなり。

三九　大寶律令の制度

(一)官制

中央政府は二官八省、一臺にて形作らる、乃ち左の如し。

一、神祇官　敬神は我邦古來の風なれば、此を太政官の上に置けり。

二、太政官　此は政治の出る府にして、其配置左の如し。

三、彈正臺(ダンジヤウダイ)は獨立の官司にして、警察の事を司る。

京官は内官と云ひ地方官をば凡て外官(グワン)と云ふ、京都には左、右京職あり

て之を治め、攝津には攝津職、九州には太宰府、奥羽に鎮守府ある外、諸國には各國司、郡司あり、

(二)刑法

刑には笞(チ)、杖、徒(ヅ)、流、死の五刑あり、此に八虐六議と云ふ事あり、八虐とは謀反、謀大逆、謀叛、惡逆、不道、大不敬、不孝、不義の八罪にて、尤も重き罪とす、六議とは親、故、賢、能、功、貴の六つに當る人は、罪あるも特別の寛典に與ることを得るなり

(三)兵制

京には衛門府左右、衛士府左右、兵衛府の五衛府あり、邊地には防人(サキモリ)、諸國には軍團あり、

(四)學制

京には大學あり、諸國に國學あり、大學には明經、紀傳、明法、算の四道あり、官吏養成の目的なれば、官吏の子弟の外入學することを得ず、卒業の上は試驗を經て官吏に採用せらる(考課)、其大學より取るを擧人と云ひ、國學より出るを貢人と云ふ(貢擧)

注意すべき事項

(一)位記

位記とは官位を記したる文書にて、從來は位階によりて冠を賜ひし文武天皇に至りて位記を以て冠に代へたり、

(二)不理狀(フリジヤウ)

當時の訴訟は郡司を經て國司に訟へ出づるものなるが、國司の裁判に不服なる時は太政官に上訴する事を得、此時其裁判に服せざる理由狀を國司より受けて太政官に訴ふ、此狀をば不理狀と云ふ、

(三)蔭(オン)位

當時人の官邊に出身するに二つの途あり、其一は學校より試驗を經るもの乃ち科試法にて、他の一は貴族の子が父祖の蔭(オカゲ)によりて位を得る

ものにて乃ち蔭位也。

(四)重祚の始

皇極帝重祚して齊明帝となられしが始なり。

(五)太上天皇の號

持統天皇が文武天皇に讓位して太上天皇と稱せしが始めなり。

(六)大伴(オホトモ)博麻

大伴博麻は筑紫國の軍丁にして、齊明帝七年(1321)百濟の役に唐に虜はれ、其身を賣りて上官歸國の費用に充て、獨り唐に留て辛苦をなす事三十年間に及び、持統天皇の時に歸朝し、朝廷より尊朝愛國を賞する勅書を賜ふて賞美を受けたり。

(七)藤原不比等

不比等は鎌足の子にして、文武、元明、元正の三朝に歷仕して、右大臣に進み、大寶律令、養老律令は主として氏の撰む所なり、元正帝養老四年(1380)

薨す、其女二人は朝廷に入り、其四子は四家に分れて藤原氏勃興の基をなせり。

二、奈良朝(元明和銅三年—桓武延暦二年 紀元一三七〇—一四四三)

四〇 奈良の遷都及遷都の理由

元明帝和銅三年(1370)都を大和の奈良に移して平城京と云ふ、規摸頗る宏大にして、後の平安京の施設は此に基く處多し、奈良は是より光仁帝迄七代七十五年間の帝都となり、此間を奈良朝と云ひて王朝の極盛時代なり

古は天皇の歷代都を遷されしが、是は(1)皇子は大抵父皇と別居したれば、皇子天位に即く時は、都は自然と皇子の原住地に移りしものなり、(2)又萬事簡易の世なれば、屢々都を遷せしとて別に繁勞あらず、(3)又昔は死穢を忌む風習ある故、父皇崩御の地を去りしなり。然るに(1)推古以後

は漸く外國と往來あれば、外蕃に對して都を飾る必要あり、(2)又內國中央集權の實を擧げんには、是非都を一定せざるべからざれば、此度奠都の擧ありしなり。

四一　古事記、六國史、風土記の撰修

履中の朝に初めて諸國に史官を置きしも、歷史官に非ず。推古廿八年(1280)既戶皇子、蘇我馬子と國史を作りしが修史の始めなれど、是も蝦夷(エミシ)の亂に悉く灰となる。其後天武の朝に修史の企ありしも成らず。元明帝和銅五年(1372)に至て古事記三卷始めて成る。稗田(ヒエダノ)阿禮(アレ)の口述を大(オホ)ノ安萬侶(ヤスマロ)が撰び書紀を作りてより、醍醐帝に至る迄歷朝修史の事ありて、(2)續日本紀(ショク)、(3)日本後紀、(4)續日本後紀、(5)文德實錄、(6)三代實錄成る、以上日本書紀以下を六國史と稱して本邦の正史なり。又元明帝和銅六年(1373)に諸國に勅して風土記を奉らしむ、此時より郡鄕の名は二字と定まりて、好字を撰むは漸く外國と往來あれば、外蕃に對して都を飾る必要あり、(2)又內國中央集權の實を擧げんには、是非都を一定せざるべからざれば、此度奠都の擧ありしなり。

四一　古事記、六國史、風土記の撰修

履中の朝に初めて諸國に史官を置きしも、歷史官に非ず。推古廿八年(1280)既戶皇子、蘇我馬子と國史を作りしが修史の始めなれど、是も蝦夷(エミシ)の亂に悉く灰となる。其後天武の朝に修史の企ありしも成らず。元明帝和銅五年(1372)に至て古事記三卷始めて成る。稗田(ヒエダノ)阿禮(アレ)の口述を大(オホ)ノ安萬侶(ヤスマロ)が撰び書紀を作りてより、醍醐帝に至る迄歷朝修史の事ありて、(2)續日本紀(ショク)、(3)日本後紀、(4)續日本後紀、(5)文德實錄、(6)三代實錄成る、以上日本書紀以下を六國史と稱して本邦の正史なり。又元明帝和銅六年(1373)に諸國に勅して風土記を奉らしむ、此時より郡鄕の名は二字と定まりて、好字を撰むことなれり

四二　光明皇后の册立

藤原鎌足、不比等の父子は世々功勳を立て、朝廷の優遇を受けて、漸く權勢を得たりしが、尤も其權力を增加せしは、皇室の外戚となりしが原因にて、而して此外戚の緣は不比等に始まれり。始め不比等の女宮子姬(ミヤコ)は文武帝の夫人となりて聖武帝を生み、次女安宿姬(アスカ)は聖武帝の皇后となりて孝謙帝を生む、安宿姬は乃ち光明皇后にして、元來皇后は皇別の人に限りしが、是より臣下の女も皇后となり得る例を開き、立后制度に一變動を來せしと同時に、藤原氏が後來興起する源となりし也。

四三　藤原の四家

不比等に四人の男子あり分れて四家となる、就中後來尤も繁昌せしは北家なり

不比等
- 武智麻呂（南家）―仲麻呂
- 房前（北家）
- 宇合（式家）―廣嗣
- 麻呂（京家）

四四　藤原廣嗣の乱

聖武帝は大に佛法を信じて、宮中に内道場を建てゝ僧侶を優招す、僧玄昉は嘗て唐に留學して歸朝の後帝の厚遇を受け、屢々光明皇后にも近侍して奸横なり、宇合の子太宰少貳藤原廣嗣上表して玄昉を除かん事を請ひしも許されざりければ、天平十二年（1400）兵を率ゐて東上し君側を清めんとす、朝廷反名を負はせて、大野東人、紀ノ飯麻呂等を遣して之を伐たしめ廣嗣を肥前に斬る、（玄昉も亦後に退けらる）、是れ藤原が僧侶を除かんとして失敗せし第一回なり。

四五　藤原仲麻呂の乱

藤原仲麻呂（恵美押勝）は武智麻呂の子にして、孝謙帝に寵せられて登用せらる、孝謙帝の儲貳を定むる時、仲麻呂は衆議を排して大炊王（大炊王は仲麻呂の子の寡婦を娶りし故仲麻呂の女婿なり）を皇太子とし、遂に之を擁立す、乃ち淳仁天皇なり、是より益々權勢を振ひしが、時に河内の僧道鏡又内道場に出入して孝謙上皇の寵を受けて專恣なれば、押勝之を除かんとし天平寶字八年（1424）兵を擧ぐ、孝謙上皇藤原藏下麻呂をして伐たしめて之を斬る、又淳仁帝は仲麻呂の立つる所なれば、之を淡路に廢流し（淡路廢帝是より、是れ廢立播遷の始）て上皇重祚す乃ち稱德天皇なり、是れ藤原と僧徒の衝突せし第二回なり。

四六　和氣清麻呂の功

仲麻呂の亡びし後は道鏡は憚る所なく、太政大臣禪師となり、稱德天皇の寵を頼みて益々專横驕暴を極め、遂に神護景雲三年（1429）太宰の禰宜阿曾麻呂と申合せて、皇位を窺覦す、天皇和氣清麻呂をして宇佐八幡の神敎を請けしむ、清麻呂宇佐より返り、神敎を奏するとて已がかねての所

思を憚なく陳述して痛く道鏡を挫きたれば、道鏡大に怒て清麻呂を大隅に流す、光仁天皇立つに及んで、道鏡も亦下野藥師寺の別當に貶せらる、茲に於て從來度々除かんとして失敗せし僧徒は清麻呂の忠節に由て始めて芟除せられたり、此外桓武天皇の時平安京の奠都に清麻呂の與て功ありし事は忘る可からず。

四七　佛教の興隆

蘇我氏滅亡して大化の改革起りしも、佛教は歴代朝廷の信仰ありしを以て、決して衰へず、天武帝に至りて勅して毎家に佛を安置せしめしかば、信仰の範圍は俄かに增加し、聖武帝、光明皇后、及孝謙帝の崇信に至て大に興隆したり。

(一)さらば聖武帝の天平九年(1397)には諸國に勅して毎國國分寺を建てしめ、同十二年(1400)には七重塔を設けしめ、孝謙帝の天平勝寶元年(1409)には東大寺大佛を鑄造し、同四年(1412)には大佛殿を建築したり

(二)故に佛教の宗派も漸く增加し、此頃に至て三論(サンロン)、法相(ホッソウ)、華嚴(ケゴン)、律(リッシュウ)、俱舍(クシャ)、成實(ジョウジツ)の六派あり、之を奈良の六宗と稱す。又奈良に元興、法隆、大安、興福、藥師、東大、西大の七寺ありしより、之を奈良の七大寺と云ふ。

(三)既に前述せし如く、令の出身法は重に官吏に限られて門閥の風尚は止まざれば、平民は如何なる英俊も出身の途なし、然るに僧途の立身には是等の障害なく、且つ僧侶となれば課役を免せらるゝ上に庶人の尊敬を受くる事、なれば、出家する者甚だ多し、玄昉、道鏡等も亦此野心家に外ならず、此外當時の有名なる僧に行基あり、和泉の人にして、諸國を行脚して橋梁を架し道路を修め物質的事業に大功を立つ、聖武の朝に大僧正となり後に大菩薩の號を受く、本地垂跡(ホンチスイジャク)の說も行基より起ると傳ふ。(本地とは日本の神の本地は佛の地に止めたるものありと云ふ、是は平安朝に空海も云ふに至て大成せしなり。)

佛教の隆盛なるより寺塔の建設多く財政の缺乏せし事、及僧徒跋扈して屢々紛乱を生せし事、又專ら慈仁を旨とするより刑政大に弛みし事等は其弊にして、美術學問等の佛教の盛なるにつれて發達せしは其利益なり。

四九　藤原百川の事蹟

百川は宇合の子にして、我が家を起さんと欲し、稱德帝崩ずるや、光仁天皇を擁立し、先づ和氣清麻呂を京に召還し（清麻呂流竄中は百川常に已が封戸を割て清麻呂に給したり）て道鏡を貶す、其れより民力を休養し、賣官の弊を止め、始めて撿稅使を諸國に遣はして國司の不正を糺す等光仁朝紀綱の張りしは百川輔弼の功多きに居る。其女は桓武天皇の夫人となりて淳和天皇を生み奉り一時頗る繁昌したりき。

五〇　天長節の始

光仁帝寶龜六年（1435）十月十三日天皇の御生日を祝せしが天長節の始めなり。

五一　奈良朝の文化

(一)遣唐使及留學生

當時の文化を助けしは遣唐使、留學生與て力あり、舒明帝の朝遣唐使始まりてより代々發遣あり、孝德帝の時は兩度使聘を通し、此時河內、道照（ドウシヤウ）因明（インミヤウ）學を傳ふ、文武帝大寶元年（1361）粟田眞人（アハダノマヒト）使して儀容あるを以て君子國の稱を受く、元正の朝の留學生には有名なる阿部仲麻呂、吉備眞備、僧玄昉等あり、仲麻呂は文藻に富みて大に令名あり、唐朝に仕へて秘書監となり、遂に其地に客死したり。凡そ遣唐使を發するには嚴重なる儀式あり、其制天平年中に至て大に備はる。

(二)文學

當時京には大學あり諸國には國學ありて、官人の子弟に學を授け、諸國の國分寺は一般人民の敎育を司れり。和歌は尤も盛にして、柿本人麻呂、

山部赤人、山上憶良、大伴旅人等尤も巧なり、當時の歌集として有名なる萬葉集は橘諸兄と大伴家持（旅人の子）の撰みしものなり。漢文にて著きは舍人親王、藤原不比等、阿部仲麻呂、吉備眞備、淡海三船等にて、此朝以前已に弘文天皇、大津皇子等は詩作に巧みなりき、懐風藻は當時の詩集なり。此他古事記、風土記、日本書紀の史書の成りしも此朝なり。

(三)美術及工藝

美術は佛教の興隆につれて大に發達し、後世天平式と稱して有名なり。繪畫彫刻には印度、支那、希臘式あり、行基を始め此後の傳教、空海等佛像彫刻に巧みなる僧侶多し。此代にて注意すべき建築物は奈良の東大寺と西大寺にて、大佛も天平式を存したる所多し、此他奈良の正倉院の御物中には硝子、白玉等あれば、當時工藝の進歩も推して知るべし。

注意すべき事項

(一)貨幣鑄造の始

元明帝の時鑄造せし、和同開珍なる貨幣を本邦最古のものとす、淳仁帝も亦貨幣を鑄造せられたり。然れども始めは使用する者少く、朝廷より屢々奬勵せり。

(二)道首名

元明帝の和銅中筑後守となりて肥後を兼ね治め、法律に詳しくして吏務に達し、頗る治績ありし國司なり。

(三)長屋王

長屋王は天武帝の孫にして威望あり。聖武天平元年(1389)國家を傾けんとする陰謀を抱けりとて其一族亡ぼさる、是れ實は藤原氏が王を憚りて、斯かる寃罪を負はせて之を退けたるなり。

(四)道璿

道璿は聖武帝の天平年中我が邦に來りし唐僧にして、東大寺に居て華嚴宗を開く。

(五)鑑眞(カンジン)

鑑眞は孝謙帝の朝に來朝せし唐僧にて、東大寺に在て律宗の開祖たり

(六)橘奈良麻呂(タチバナノナラマロ)

元來橘氏は藤原氏とは相容れず、奈良麻呂は橘諸兄の子にして、藤原仲麻呂の專橫を惡みて其勢力を挫かん爲め、孝謙帝の天平寶字元年(1417)仲麻呂が大炊王を皇太子に立てしに際し、廢立を計りて成らざりき。

(七)法均(ホフキン)

法均は和氣清麻呂の姉にして尼となれり、清麻呂が宇佐に發するに臨み大義を告ぐる所ありければ、清麻呂の流さるゝと同時に備後に流され、光仁帝の朝に召し還されたり。

(八)吉備眞備

吉備眞備は元正朝の留學生として唐に學ぶ事十九年大に名を顯せり、聖武の朝に歸朝し、優遇を得て大學ノ助(スケ)中宮ノ亮(スケ)となりしに、孝謙の朝に至て筑前守肥前守等の地方官に貶せられしが、再び唐に至り歸朝の後右大臣に進みたり、大學に敎鞭を執りては經、史、算、書、音韻等を敎授して學生補導の功大なり。(片假字は眞備の作る所(ふ)りと傳ふれども信じ難し)

(九)朝衡(チャウコウ)

朝衡は阿部仲麻呂の入唐して改めし名なり

(十)紫微內相(シビナイシャウ)

紫微內相は孝謙の朝に設けられたる光明皇后に屬する一時設置の官にて、藤原仲麻呂が始めて任ぜられたり。

(十一)芸亭(ウンテイ)

光仁帝の朝に石上宅嗣(ヤカミツグ)の設けし圖書館にて、本邦書籍館の最初なり。

三、平安朝(桓武延暦三年—後鳥羽文治元年 紀元一四四四—一八四五)

五二　平安の奠都

(一)奠都の理由

奈良に都を定めてより既に七十餘年を經たれば、此頃に至りては流石宏壯なる宮殿も頽敗せし所多ければ、大修築を加へざるべからざるに際し、元來天皇は大に治を圖らんとせられしに、大和の地は偏狹にして紀綱を張るに適せず、而して山城の地は山河襟帶して水陸の便あるより其地に都城を遷せしなり、又此頃頻りに蝦夷征伐の事ありて、大和の不便なるより、兵食運搬等に時機を失して失敗を招きし事多ければ、遂に大和を捨てゝ山城を撰びしも其理由なり。

(二)奠都の次第

桓武帝延暦三年(1444)藤原種繼の建議に由りて、一旦山背國乙訓郡長岡に都を遷せしが、皇太子早良親王(崇道天皇)が種繼と隙を開きて之を暗殺せしより、太子を廢せし等の紛擾ありて、長岡の宮城容易に成らず。因て延暦十二年更に和氣清麻呂の奏に基て山背葛野郡宇多の地を相して宮殿を造り、翌十三年(1454)十月愈々新京に遷り、山背を山城と改め、都を平安京と名く、規摸宏大設備整然以て明治維新迄代々の帝都となりぬ。

五三　坂上田村麻呂の蝦夷征伐

齊明の朝阿部比羅夫の征討より、奈良朝に至りて絶へず東北の經略あり。元明の朝に新に出羽を置き、聖武の時大野東人が征討して多賀城、秋田城を築き、漸く夷狄を追ふて北方に進みしが光仁の朝に討ちて功なく、桓武朝の初めにも亦失敗せり。(第廿二節參照)

然るに桓武帝延暦十二年(1453)坂上田村麻呂が出兵するに及んで、前後四年間にして全く賊を平げ膽澤、志波の兩城を置きたるより、秋田城との連絡通じて、擾狄の事全く成りぬ。

此後嵯峨帝弘仁二年(1471)文室綿麻呂が殘賊を盡して陸奥の膽澤城を鎭守府として將軍を置き、別に出羽介を以て秋田城を兼任せしめてよ

り、此両所は後久しく北方の鎮となれり(降りて陽成帝元慶中出羽の夷叛きしかば、藤原保則良政を布きて、全く夷民を化したり。

五四　薬子の乱(或は弘仁の變)

平城帝は東宮に在せし頃より藤原種繼の女薬子を愛し、位に即くに及んで寵遇益々渥く、薬子の兄仲成も權を專らにす、後天皇位を嵯峨帝に譲りて私かに政治を見賜ひしに、薬子重祚を勸め都を平城に返さんとせしかば嵯峨天皇怒て薬子、仲成の官を奪ふ、平城上皇東國に行て事を擧げんとせしも、坂上田村麻呂、文室綿麻呂等が皇命を受けて東國への通路を塞ぎたれば、遂に果さずして、上皇は落髪し薬子は毒を飲で死す、時に弘仁元年(1470)なり。

五五　伊勢齋宮及加茂齋院の始

伊勢齋宮は垂仁帝の皇女倭姫命が始めにて、加茂齋院は嵯峨天皇が平城上皇との調和を祈らん爲め、皇女有智子内親王を加茂齋院としたるが始めなり。

五六　藏人所の設置

(創置)嵯峨天皇の弘仁元年(1470)始めて藏人所を置き、巨勢野足、藤原冬嗣を藏人頭に補す。(設置の理由)此を設置せしは、私かに平城上皇に心を寄する朝臣あるより、是を警戒せんが爲め一時設けしものが遂に常置の官となりしなり。(職掌)さらば藏人頭の職掌は、常に天皇に近侍して機密の文書及諸々の訴訟を司るものにて、頗る樞要の官職なれば、後には侍從又は少納言の職掌は悉く藏人に移り、權力太政官を凌ぐに至れり。

五七　檢非違使廳の創設

(創置)嵯峨帝は衛門の尉をして檢非違使の事を行はしめしが、淳和帝天長七年(1490)始めて檢非違使廳を設く。(設置の理由)此を設けしは、元來不法(非違)者を糺すは彈正臺の職なれども、此頃に至ては文弱となりて

用をなさざるより、別に此廳を設けしなり。（職掌）さらば其職は追捕糺彈を主とするが、後には裁判訴訟の事も司るに至り、彈正臺、衛府、刑部省、左右京職の職權をも侵すに至り、使廳の長官なる別當の命令をば廳宣と稱して勅宣に準ずるに至れり。

五八　平安朝の佛教

(一)天台、眞言の二宗

奈良の六宗に續て此時代に天台、眞言の二宗起る、之を合せて王朝の八宗と稱す。天台宗の開祖は、最澄、なり、近江の人にして、桓武の朝入唐して天台山の道邃（ドウスイ）に就て學び、歸朝の後嵯峨帝弘仁七年（1476）高野山を開く、空海は獎學の功多く綜藝種智院を建てゝ僧徒を敎養し、又平仮字を著せりと傳ふ、後弘法大師と諡す

(二)僧界の弊害

天台、眞言の兩宗は上は皇室藤原氏の崇信を得、下は本地垂跡說を以て世人一般の信仰を博したれば其勢頗る大なり。然れども後に至りては私度大に起りて浮浪の徒僧侶となる者多くして僧界墮落し、又他宗相互の爭は勿論同宗中にも黨派の紛擾ありて僧兵を組織する等漸く弊害を生せり。

(三)戒壇

(1)奈良の東大寺、(2)筑前の觀音寺、(3)下野の藥師寺に戒壇院ありて、僧侶とならんと欲する者は皆一旦戒壇院に入りて得度するなり。

五九　藤原冬嗣藤原氏を中興す

冬嗣は北家內麻呂の子にして、性質温柔なる上に詩文の才ありて、嵯峨天皇の御氣質御嗜好と合したれば、其朝に藏人頭となりて樞機に參り、

淳和帝の朝に左大臣となりて其身を起せり。而して一族の隆盛を祈りて其氏寺興福寺に南圓堂を立て、又施藥院（セヤクイン）を建てゝ同族の貧困者を救ひ、勸學院を起して一族の子弟を敎養して、其繁榮を計れり。又皇室に對しては、例の慣用手段を以て、其女順子（ジユンシ）を仁明の宮に入れて文德帝を產み奉りて外戚となりてより、此後の天皇は多く藤原氏の出に限る有樣となり益々繁昌せり。實に藤原氏中興の端は冬嗣に至て開かれしなり。

六〇　承和の變

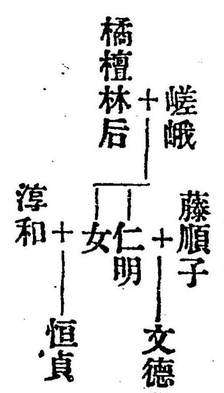

此變は藤原氏と橘氏との衝突なり。是より先き嵯峨天皇の檀林（ダンリン）皇后（橘嘉智子）は其弟橘氏公（ウジキミ）と共に學館院を立てゝ一族の子弟を敎養し同族を起さんとせり、此檀林皇后の女が淳和の宮に入りて恒貞親王を生み、親王が乃ち仁明帝の皇太子に立つ、太子若し帝位に登らば橘氏起るべきを以て、藤原氏は之を妨げとして、讒言を作りて、東宮武官の伴健岑（トモノコハミネ）、及橘逸勢（ハヤナリ）等を退け、恒貞皇太子を廢して、藤原氏所生の道康親王（文德）を以て之に代へしなり。時に仁明帝承和九年（1502）なれば世に承和の變と稱す。

六一　藤原良房の攝政

良房は冬嗣の子にして、父の志を嗣で一族の權勢を成就せし人なり。先づ其女明子（アキラケイコ）を文德帝の宮に入れて清和帝を生み之を立つ、本邦幼主の始なり。此前年乃ち文德帝の天安元年（1517）始めて太政大臣に任ず、人臣にして太政大臣となりしは是を以て初となす。次で清和帝貞觀八年（1526）攝政となりて萬機を行ふ、攝政の號茲に始まる。是より藤原氏益々盛なり。

六二　應天門燒討一件

嵯峨帝の貞觀八年(1526)伴善男父子が自ら應天門を燒きて、左大臣源信の所爲と誣ひんとせしが、陰謀發覺して善男等罪せられたりと傳ふれども、善男が此門を燒きし事は不明なり、又源信は藤原良房の味方なれば、却て良房が信等と同盟して、大伴氏なる善男等を退けしが事實なるべし。

六三　藤原基經の廢立

北家房前―眞楯―內麻呂―冬嗣―長良―基經
　　高子（清和女御・陽成母）
　　良房―基經（養子）
　　明子（文德女御・清和母）
　　順子（仁明女御・文德母）

基經は良房の後を繼ぎ、其妹高子の出なる陽成帝を輔けて攝政太政大臣となりしが、陽成帝が狂暴なるより、恣に之を廢してかねて自分と姻戚なる仁明の皇子乃ち光孝帝を擁立し、人臣にして天子を廢立するの例を開けり。次で帝崩じて宇多帝を立て、冊立の功を以て萬機を司り、仁和三年(1547)始めて關白となる。關白の稱爰に始まりしなり。

六四　阿衡の爭

此爭は宇多帝の仁和三年(1547)より四年間に亘りし事件なり。此原因は(1)藤原基經の家司藤原佐世が學問を以て其家を起さんとするに際し、橘廣相が文學に長じたる上に宇多帝の姻戚なるが故に、帝に近侍して權力あれば、佐世は豫ねて之を退けんとせり、然るに又(2)基經は一族の佐世を庇護せんとするのみならず、宇多帝は豪邁の御方なるに素藤氏の出にあらざれば、一旦帝權を挫き置かんとの下心ありて、さてこそ此紛擾を起せしなり。乃ち基經が儀式的に太政大臣の辭表を呈せし時、橘廣

相が其勅答文を認めし文中に「基經を阿衡の任と爲す」の句ありければ、佐世は阿衡の二字を口實として、阿衡は位なれば職掌なきを以て政を視る勿れと基經に勸めて政を視ざらしむ、因て萬機停滯して決することなければ、天皇も大に困じ給ひ、遂に此勅答を取消して事全く熄む。

六五　菅原道眞の事蹟

(一)其出身　道眞は野見宿禰の裔にして參議是善の子なり、阿衡の爭の時調停の功を以て宇多天皇の信任を得て藏人頭より出身したり、然るに天皇は道眞を用ゐて藤原氏の權を分たんとし、且つ道眞は性質温厚にて品行正しく、加ふるに文學の才高ければ、大に天皇の御意に合ひて官位累進したり。

(二)其功業　宇多帝の時道眞奏して遣唐使の制を止め、撿稅使の事に付て奏聞せし等書策する所あり、類聚國史二百卷は氏の撰む所なり。

(三)其貶謫　道眞益々登庸せられて醍醐帝の時右大臣となり、左大臣藤原時平と共に政を執りしに、宇多法皇は醍醐帝と謀りて道眞を專用せんとせしかば、時平怒りて、道眞が天皇を廢して其女婿齊世(トキヨ)親王を立てんとする由を、醍醐帝に讒しければ、遂に延喜元年(1561)太宰權帥に貶せられ、後三年にして配所に薨せり。

六六　平安朝の遣唐使及此制の廢絕

奈良時代光仁朝の發遣に續き、平安朝に至りて桓武の朝に藤原葛野麻呂(カドノマ)大使たりし時に有名なる最澄、空海、橘逸勢等留學したり、次に仁明帝の承和元年(1494)藤原常嗣を遣せし後は絕えたりしが、(此承和元年か遣唐使の最終にして、舒明帝以後爰に至るまで遣唐使を發せし事凡て十二回也)宇多帝の寬平六年(1554)道眞を大使に任せしに、道眞唐の內亂を聞き、奏して遣唐使の利少くして失多き由を陳べたれば、此制名文上にても全く止みたり、是より又支那の文化を輸入せずして漢學も衰へたれど彼我の往來絕えてより却て平安朝の特色は發揮せしなり。

六七　三善清行及菅原文時の意見封事

醍醐帝の直言を求められし時、三善清行が意見封事十二ヶ條を奉り、村上帝の時菅原文時が意見三條を奉りたるが、何れも當時の政弊を指摘して救治策を述べたるものなり、然れども實行する事能はざりき。

六八　延喜天暦の治

後世延喜(醍醐)、天暦(村上)の治と稱して有名なれど、其實政治は漸く弊害を生じて紀綱は弛みたるなれど、両帝が政治に御心を用ゐられし故此稱あるのみ

六九　當時京都及地方の狀態

(一)**京都の狀態**　を云はゞ、前に述べたる如く、令制にては官吏ならねば出身する事能はざるに、藤原氏攝關となりてより、愈々世官世職の風をなし、門閥家は益々驕奢に耽りて邸宅を盛にし、朝官は優遊を事として文弱に流れ、兵刑は弛み賣官の風大に行はる。

(二)**中央と地方との連絡機關**　には、以前より、京より發するものに巡察使(或は按察使、或は觀察使)、勘解由使ありて、地方より上るものに毎年四度づゝ朝集使、貢調使、税帳使、計帳使ありて、之を四度の使と云ふ。此制は奈良朝に行はれしが、平城、嵯峨帝の後は破れ、中央と地方との連絡絶へたりしより、漸く地方の弊政を生ぜり。

(三)**地方の狀態**　は(1)國司が頻りに利を貪り、出舉して人民に稻を貸して利を取り、人民は期限に至りて拂ふ能はずして大に困むあり。又(2)院宮、諸王及諸臣の權力者が地方に至りて掠奪を事として、暴横の擧動多く、盜賊行はる。又(3)元正帝の朝墾田を公許して、其墾田をば開墾者の私有となさしめしより、其所有者は之を權門勢家に献じて莊園となし、莊園は租税を納めざるを以て朝廷の收入を減じたり。

七〇　當時有名なる地方官

此頃の國司は大抵貪婪なれど、左の三人は清廉にして著き人々なり

(1)藤原保則(ヤスノリ)は右大臣藤原繼繩の曾孫にして、文德、清和朝より漸く著はれ、備前、備中の守となりて治績あり、陽成朝元慶年中出羽の蝦夷を平げて、寛政を布て之を化し、次で讃岐守となり、後又太宰府を治めて盜賊を鎭定したり。

(2)紀夏井(キノナツヰ)は文德の朝讃岐守となりて治績あり、吏民に親愛せらる、後肥後守となりて又名あり、應天門の一件起りし時連座の罪にあひしも、全く寃罪なりしなり。

(3)在原行平(アリハラノユキヒラ)は其子弟の爲め奬學院を立てゝ有名なり、地方官としての政績も大なり。

七一. 天慶の乱

(一)原因

桓武、嵯峨帝等に皇子多く、之を親王となせば一々封戸(フコ)を賜はざる可からざる故、氏を賜ひて人臣に下したり、此等の皇族は地方に下りて其名望を以て威權を振ひ、數多の莊園を所有して支族を繁殖し、平時は農耕を業として傍ら武事を錬り、隱然武人の勢力を成したり、(武士の起源)。中にも桓武平氏、清和源氏尤も著はる、天慶東國の乱は全く此地方武人の内擾に基せるなり。

(二)戰の顚末

桓武平氏
高望王—國香—貞盛
　　—良持—將門

始め平將門は同族と爭ひ叔父國香(クニカ)を殺せし事あり、一旦其事治まりたりしが、後將門事を以て武藏ノ介源經基と隙を開きしに、又其義俠心より常陸の亂暴人を保護して其國司藤原維幾(コレチカ)を攻め、遂に武藏權守興世(オキヨ)王と合体して乱暴せしかば、朝廷藤原忠文(タダフミ)に命じて伐たしめしが、忠文未だ至らざる前、國香の子貞盛は藤原秀鄕と共に將門を亡ぼして父の仇

を報せり、時に朱雀帝天慶三年(1600)なり。之と同時に純友の亂あり、此は將門の亂とは少しも關係なし。是より先き承平年中南海道に盜賊多ければ、朝廷紀淑人、藤原純友をして追討せしめしに、純友國に止まりて返らず、此頃掠奪を恣にして遂に太宰府を陷れたれば、天慶四年(1601)朝廷小野好古、源經基を遣して之を亡ぼさしむ。以上兩戰は同時に起りし故、總稱して天慶の亂と云ふ。

(三)結果

此戰功に由り藤原秀鄕、平貞盛、源經基賞を受け、相次で鎭守府將軍に任ぜらる。是より源平が東國に根據を占めて後來其家を興す基となりたり。

七二　安和の變

藤原師輔の女安子は村上帝に寵ありて政事に干渉し、同族の權力を高むるには與りて力ありし人なり。村上帝は其腹なる皇太子憲平親王が多病なるを以て、爲平親王を立てんと思召されしも、關白藤原實賴は爲平親王が源氏と婚すれば立つるを欲せず、次で冷泉(憲平)帝立つに及んで又守平親王(圓融)を其嗣と定む。因て冷泉帝安和二年(1629)橘繁延等爲平親王を奉じて位に即かしめんとし顯れて罪せらる。而して右大臣藤原師尹は豫てより爲平親王の義父左大臣源高明を退けんとの下心あれば高明を誣ひて太宰權帥に貶して自ら代て左大臣となれり。之を安和の變と云ふ

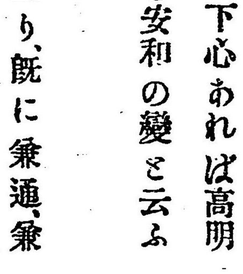

七三　花山帝落飾の一件

藤原氏は他族を退けし後は同族中にて權力を爭ふに至り、既に兼通、兼家の兄弟は互に攝關を爭ひて、策通の死に瀕する迄相嫉視せり。又花山

帝は伊尹の女懐子の出にして、懐子の兄義懐勢あれば、兼家は己が女詮子の腹なる一條帝を立てゝ、義懐を斥けんと欲し、偶々寛和二年(1646)花山天皇が寵姫を失ひて哀悼せらるゝに乗じて、其子道兼をして帝に勧めて華山の元慶寺にて落飾せしめ奉り、直ちに一條帝を立てゝ自ら權を振へり。此後も族爭絶ゆる事なし。

師輔
- 伊尹
  - 義懐
  - 懐子（冷泉女御、花山母）
- 兼通
- 兼家
  - 道兼
  - 詮子（圓融女御、一條母）

七四 藤原氏の極盛

藤原氏の盛大は道長に至て極まる。道長先づ其女彰子(上東門院)を一條天皇の宮に入れて中宮となし、皇后と並立せしむ。是れ本邦、中宮、の始、なり、次で三條帝に禪譲を勧めて已が女の出なる後一條帝を立て、又後一條の皇太子敦明親王(小一條院、三條帝の皇子)を廃して後朱雀を立て、獨り權力を逞うし、驕奢甚しく公金を以て第宅造營の費に充て、莊園多く富貴無上にして萬其意の如し。世に道長をば御堂關白又は法性寺殿と稱す。

兼家
- 道長
  - 彰子（一條中宮、後一條後朱雀母）
  - 超子（冷泉女御、三條母）

七五 平忠常の叛

高望王—良文—忠頼—忠常

中央には藤原氏權を專らにして朝政衰へたる際、地方には武士漸く勢力を堅めたり、後一條帝の長元元年(1688)前上總介平忠常兵を擧げて近國を侵略す、朝廷検非違使平直方をして討たしめしも功なきより、同四

年(1691)甲斐守源頼信をして平げしむ。

七六　前九年の役

曩きに内地人にして蝦夷の虜となり、漸く其地に根據を据えしものを浮囚と云ふ、陸奥の浮囚長安倍頼時強大にして貢を納めず、因て後冷泉帝天喜四年(1716)國守藤原登任(ナリトウ)討ちしも勝たざりければ、源頼義をして伐たしむ、其後頼時は戰死せしも其子貞任、宗任尚ほ屈せず、頼義は其子義家と共に之と鳥海柵に戰ひて却て大敗したり、越へて康平五年(1722)頼義は出羽の浮囚長清原光頼、武則兄弟を誘致して貞任を攻め、衣川(コロモガハトリ)、鳥海(ミ)、厨川(クリヤガハ)に連戰して遂に其賊を滅す、此役前後凡そ九年に亘りしより後三年に對して前九年の役と云ふ。頼義、義家、武則等は戰功を以て相次で鎮守府將軍に任せられたり。

七七　後三年の役

清原武則前九年に功ありしより漸く勢あり、其孫眞衡事を以て同族家衡、武衡と爭ふ、源氏は眞衡の緣戚なれば、源義家は弟義光(新羅三郎)と共に眞衡を助けて家衡武衡を攻め、出羽の金澤ノ柵を破りて之を滅す、此役は白河帝應德二年(1745)頃より堀河帝寬治元年(1747)頃に亘りて凡そ三年を經たれば、後三年の役と稱す。此役後源義家が私費を以て將士の功勞に酬ひて人心を得たりしなり。

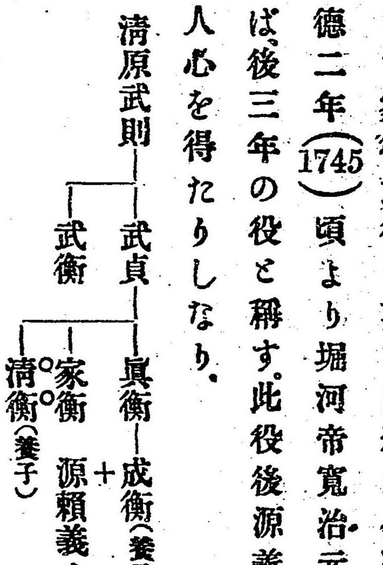

七八　奥羽の乱の結果

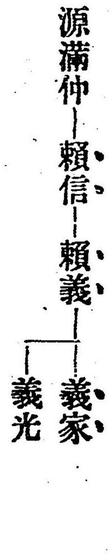

右の如く平忠常の乱、前九年、後三年の役等、奥羽の戰乱ある毎に、源頼信、頼義、義家父子相次で戰功を立て恩を布きたるより源氏の勢力が東國

に於て強大となりし也。

七九 刀伊の寇

後一條帝の寛仁三年(1679)高麗の北部なる刀伊(又は女眞)の賊壹岐、對馬を侵して筑前に寇せしが、太宰府權帥藤原隆家が平致行、大藏種材等と共に之を擊ち退く、是れ表立ちて外寇の事ありし始なり。(是より先き一條帝の朝高麗の入寇ありしも小寇なりし)

八〇 後三條帝の親政

天皇は叡明にして、東宮に在るや大江匡房を師として學に廣く、且つ天皇は藤原の出にあらざれば(後朱雀—後三條—三條皇女十)即位の後政を親らして痛く藤原氏を抑へられ、關白賴通、敎通兄弟皆屛息す。其御政治の重なるものは、(1)延久元年(1729)勅して後朱雀以來新置の莊園を罷めて朝廷の收入を增加し、(2)同年又記錄所を太政官中に置きて莊園の券契(證券)を檢査し、(3)又從來の國司重任の弊を已め、紀綱大に張れり、而して(4)延久四年(1732)讓位して院政を聽かんとし給ひしが、早く崩御せられしは遺憾なりき。

八一 白河上皇の院政

白河天皇は後三條帝の遺志を繼ぎ應德三年(1746)位を堀河帝に讓りて政を院中に聞き別當以下北面の武士等の諸官員を置き、其役所を院廳と云ひ、其政令を院宣と稱して詔勅より重く、萬機皆院の決する所にて天皇は垂拱して爲す所なし。是れ本邦院政の始にして、是より朝廷の側の藤原氏は衰へて之に代て源平の武人が院中に用ゐられて權力を得たるにて、又天下形勢の一大變なり。

然れども上皇は深く佛敎を信せしを以て、僧徒暴橫にして、事あれば比叡山延曆寺(北嶺)の山法師は日吉の神輿を擔ぎ、奈良興福寺(南都)の僧侶は春日の神木を奉じて入京して强訴す。又慈悲を旨として殺生を嚴禁し刑法は大に弛み。且つ堂塔邸第の建築大に起りて國用不足し。國用不足す

るより成功（ナリコウ）して物を献ずる者には國司の職を與ふる事行はれ、地方の豪族は莊園を增し益々權力を加へたり。

八二　保元の亂

(一)原因

藤原忠實―忠通
　　―賴長

待賢門院
＋―崇徳―重仁
鳥羽　　後白河―二條
＋―近衛
美福門院（得子）

(1)始め白河法皇は關白藤原忠實と協はず、其關白を罷めて其子忠通に與へしより、忠實と忠通は不和なりしに、忠實は又次子賴長を愛して忠通をして關白を讓らしめんとすれども從はざるより、忠通の氏長者を奪ひて賴長に與ふ、故に賴長と忠通との間亦善からず。然るに(2)此時恰も美福門院は鳥羽上皇に寵あり、其御腹なる近衛帝を立てんとし、早く崇徳帝に位を讓らしめ給ひしが、近衛帝早世し給ひしを以て、崇徳上皇は其長子重仁を立てんと思召されしも、美福門院は鳥羽法皇に勸めて後白河を立てしめ二條を東宮と定めたり、故に崇徳上皇は重ね〳〵御不平にて常に賴長、忠實を援引して事を謀れり、以上の二組の不和が相合して遂に此亂を起せり。

(二)戰の始末

後白河帝の保元元年（1816）鳥羽法皇の崩御の場に崇徳上皇臨まんとして、入れられざりしが此戰の動機となり、上皇は大に憤り賜ひ賴長、忠實及源爲義、爲朝、平忠正等を召し、是等の人々と不和なる源義朝、平清盛、藤原忠通等は朝廷の召に應じ、兩軍互に兵を交へしが、上皇の軍遂に敗れ上皇は讃岐に遷され、賴長は戰死し、源爲義、平忠正等は斬られて事全く治まる。

八三　平治の亂

(一) 原因

(1)源義朝、平清盛は保元の功を以て共に朝廷に信任せられしが、義朝は清盛の勢已に超ゆるを忌みたり。(2)此時又後白河上皇の寵臣に藤原信頼あり、藤原通憲(ミチノリ)(信西(シンサイ))と不和あり、且つ信西は源義朝の請求を容れずして、却て清盛と婚姻を通せしかば、義朝、信西亦隙あり、此兩面の原因が此亂を惹起せしなり。

(二) 戰の顚末

二條帝の平治元年(1819)清盛熊野參詣の留守に乘じて、義朝信頼と合して兵を擧げ、先づ信西を斬りたり、清盛熊野より引き返して敵を敗り、信頼を捕殺し、義朝は尾張に遁れて其家人長田忠致(オサダタダムネ)に殺され、其子惡源太義平は殺され、賴朝は伊豆に流さる。

八四 保元、平治の亂の結果

從來源平兩氏交る〳〵將となりしが、此二戰にて源氏の一族順次滅亡して一時大に衰へ、平氏獨り勃興するに至りしなり。

八五 藤原通憲

通憲は出家して信西と號す、博學にして藏書多し、信西藏書目錄なるもの今日に存す、又頗る才幹あり、後白河天皇の時に當り、內裏久しく破壞せしかば、大に盡力計畫して修繕を加へ、又朝儀の廢缺を復したる功多し、而して始終平氏と相結びて權力を占めしかば遂に平治の亂に源義朝に殺さる。

八六 平清盛(太政入道、淨海)

(一) 平家勃興の次第

平氏は貞盛五世の孫正盛より漸く顯はれ、其子忠盛南海の海賊を伐ちたる功によりて益々勢あり、其子清盛は源氏と並び立ちしが、保元の亂に源氏の一族大抵滅し、次で平治の亂に義朝亡びてより、始めて清盛の獨舞臺となりたり。

(二)清盛の政略

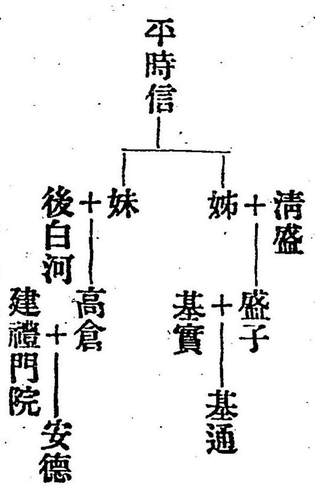

清盛は政略に富み、朝廷に對しては、巧に後白河上皇及二條帝に取入り、其妻の妹は後白河上皇の宮に入りて高倉帝を生み奉り、而して其女德子(建禮門院)を高倉の宮に入れ安德帝を生み奉りて外戚となりたり。又關白家に向ては、其女を關白基實に嫁して基通を生み姻戚となりて相結托せんとせり、斯の如き手段を以て其權力を高め、遂に太政大臣に昇り、頗る專恣にして强暴の行も多く、後白河法皇を幽閉し奉りし如き事ありき。

(三)清盛の美擧

されど清盛は美行も少なからず、仮令ば(1)太平御覽なる書を朝廷に献じ、(2)平家貞を太宰府に遣はして治めしめ、都を航海に便利なる攝津の福原(兵庫)に遷し、和田岬に經ヶ嶋を築き、嚴島神社を建立したり、(音戸瀬戸も清盛の開く處と傳ふれど確かならず。)(3)後又園城、興福、東大寺等を攻めて僧徒の暴横を挫きたるが如き是なり。其人物も驕暴一片の人に非ずして大に從僕等をいたわりしと云ふ。安德帝の養和元年(1841)薨ず。

八七　治承の變

高倉帝の治承元年(1837)後白河院の執事藤原成親(ナリチカ)及源行綱(ユキツナ)、平康頼(ヤスヨリ)、僧俊寛(シユンクハンサイコウ)、西光等共謀し、東山の鹿ヶ谷(シヽカタニ)に會合して平家を除かんと企て、謀洩れて罪せられしなり。

八八　源頼政の擧兵

頼政は頼光(ライカウ)の裔にして、保元の乱後平氏に屬して其家獨り榮えしが、機

を見て平氏を亡さんと計りしに、此時恰も後白河法皇の第二皇子以仁王は母の卑きを以て皇位に即かず不平なりしかば、頼政王と結びて、王に平氏追討の令旨を乞ひて、諸國の源氏に傳ふ、然れども謀泄れ、頼政は戰敗れて宇治の平等院に自殺し、王は流矢に中りて薨ず、時に治承四年(1840)なり、斯の如くにして此謀は成就せざりしも、後來諸源の起るは皆是に基せり。

八九　源頼朝の興起

(一)石橋山の戰

頼朝は義朝の子にして、平治の亂に伊豆の蛭ケ島に流され、後北條に移りて北條時政にたよりて廿餘年を經たり、治承四年(1840)源行家が以仁王の令旨を齎らすに及んで、機會の來れるを見て時政と共に擧兵し、先づ豆州の目代平兼隆を討ちて殺し、進んで相摸石橋山に於て大庭景親と戰ひ、大敗して一時山中に遁る。

(二)富士川の戰

頼朝は石橋山の敗後、相摸より安房に航して上總國平常胤を召し、上總下總を過ぎ、道々兵を募りて相摸の鎌倉に達し、北條時政は甲斐信濃を略して之に會し、進んで駿河に至る、時に平維盛等來り攻め富士川に相持せしが、平軍は脆く敗走せしに、頼朝追進せずして再び鎌倉に歸り、尚ほ東國經略に怠りなし、是れ治承四年末の事也

九〇　源義仲

義仲は源爲義の孫、義賢の子にして、幼より信州木曾山中にありしが、以仁王の令旨を奉じて兵を信州に擧げ、北陸道に出兵して越中國砥並、倶梨加羅の両役に大に平軍を破り、京に迫るを以て、平氏は安德帝を奉じて西海に逃れ、義仲次で入洛するに及んで、後白河法皇は之にたより給ひしが、京都にも天皇を立つる議ありて、義仲は以仁王の皇子北陸宮を立てんと欲せしに、法皇は高倉帝の皇子後鳥羽帝を立て給ひしかば、義仲不

平にて驕暴の行多く、擅に攝政以下の官職を奪ひ、法皇に迫りて頼朝追討の院宣を受けたれば、頼朝は法皇の御内意を體して、兵を率ゐて西上し、(安徳帝の)壽永三年(1844)義仲を宇治、勢多に、破り粟津に、敗死せしめたり。

九一　平氏の西走

源義仲京師に迫るを以て、平宗盛は養和二年乃ち壽永元年(1842)一族を率ゐて、安徳帝及建禮門院を始め三種の神器を奉じて西海に赴く、是れ關東は塞がりたるに、又關西には平氏代々の所領ありて、兼て勢力を布きたればなり。

九二　平氏の滅亡

(一)一の谷の戰

平氏は一旦九州太宰府に至りしが、豐後の緒方氏に敗られて四國に歸り、讃岐屋嶋に行宮を建て、山陽道を從へて攝津の福原に進み、西は一の谷、東は生田ノ森を界とし、堅く根據を占めて兵勢振ひたりしが、壽永三年(1844)範頼、義經之を攻め、義經鵯越(ヒヨドリゴエ)の山道より襲ふて之を破る。

(二)屋島の戰

平氏一の谷に敗れて再び屋島に奔りしが、元暦二年二月(文治元年(1845))義經又攻めて、火を放ちて之を陷る

(三)壇浦の戰

平氏屋嶋に敗れて、又船に乘じて再度九州に走りしに、是より先き範頼は頼朝の命を奉じて九州を從へたれば、平氏其地に上陸する能はず、兵船を長門の壇浦に集めたりしを、義經急に追擊して元暦二年三月大に海上に戰ひ、平氏遂に破れ、安徳帝、二位ノ尼は海に投じ給ひ、神劍も亦沒して再び出でず、建禮門院、宗盛、時忠等の捕虜となりし外平家の一族は大抵此難に殉じ、われの最後を史上に止めたりき。

九三　藤原兼實

兼實は攝相忠通の子にして、未だ攝關たらねば、早くより賴朝に取り入りて萬事を取成し、後日賴朝の守護地頭の奏請にも周旋する所多し、遂に關白となれり。氏は學問ありて、其日記を玉葉(又は玉海)と云ふ。嘗て平氏の西海に走るや、後白河法皇に勸めて後鳥羽帝を立つ、三種の神器なくして踐祚するは此を始めとなす、而して後鳥羽帝即位の禮を行はんとし給ふや、兼實は三種の神器なきを以て、後白河法皇を諫めたれど聞かれざりき。

九四　平安朝の文化

(一)教育機關

從來の大學、國學は桓武帝延曆に至て一時盛なりし後は又振はず、遣唐使の發遣も少く字多帝後は全く絶え、留學生には僧侶多し唯此朝に起りて隆盛なりしは各家の私學にて、(1)文章院(大江音人、菅原清公が創立す)(2)勸學院(藤原冬嗣の創立)(3)學館院(橘氏公と檀林皇后が創立す)(4)淳和院(恒貞親王創立)(5)奬學院(在原行平の創立)(6)弘文院(和氣廣世の創立)(7)綜藝種智院(僧空海の創立)等あり、然れども是も藤原氏が隆盛になりて、世官世職の風始まると同時に、其學問の家が各一定するに至り、(文章は菅原、大江。明經は清原、中原。明法は坂上、中原。算は三善、小槻。醫は和氣、丹波。陰陽は加茂、安倍。等と定まれり)學問衰へたり。

(二)文學

先づ修史事業にては續紀以下の國史は此朝に撰ばれ、此外類聚國史、古語拾遺、新撰姓氏錄の著あり。漢文は大に六朝風の文章流行し、尤も白氏文集を重ず、橘廣相、都良香、菅原道眞、三善清行、菅原文時、僧空海等有名にて、本朝文粹、菅家文草、性靈集等の文集あり。詩は嵯峨、淳和の朝に發達して、小野篁、菅原道眞、紀長谷雄等あり。國文は片假字、平假字の發明ありてより大に發達し、紀貫之の土佐日記を始めとして、一條帝の時には、紫式部は源氏物語を著はし、清少納言は枕草紙の著あり、此他大鏡、榮華、伊勢、竹取等凡て物語類は多く此

朝に成りしなり。和歌は始め振はざりしが、清和帝以後又行はれ、凡河内躬恒、紀貫之、在原業平、小野小町を始め、一〇〇條帝の時、赤染衛門、和泉式部、伊勢大輔等皆有名なり、歌集中古今集は尤も著きものなり。此外管弦、諸藝も大に發達し、一〇〇條帝の時源齊信、藤原公任、源俊賢、藤原行成の四納言として諸藝に長じて名高し。

(三)美術

書道は此朝に大に發達し、三筆(嵯峨帝、空海、橘逸勢)三蹟(小野道風、藤原佐理、藤原行成、或は兼明親王、藤原佐理、藤原行成等の稱あり、藤原忠通も亦能筆なりき。畫は前朝に比すれば大に進歩し、百濟河成(文德帝の人)、巨勢金岡(宇多醍醐の朝)及鳥羽繪の祖たる僧覺猷(鳥羽僧正と稱す、白河帝の人)、土佐派の祖たる春日基光等は本朝の有名なる畫家なり。建築物にては、此朝の始めのものにては、高野山、延曆寺、東寺あり、藤原代のものにては、宇治の鳳凰堂、陸中の金色堂、鶴岡八幡等あり。

注意すべき事項

(一)瀧口

禁中の溜間に伺候する武士を瀧口と云ふ。

(二)帳内、資人、事力

朝廷より親王に給せられし從者を帳内、資人と云ひ、五位以上に與へられし從者をば事力と稱す。

(三)令外の官

大寶令に規定なき後に出來し官を凡て令外之官と云ふ、(京官を內、官と云ひ)地方官を外官と云ふとは別なり。

(四)上達部

凡て參議、參位以上を上達部と云ひ、重要なる政務を執るものなり。

(五)堂上と地下

清涼殿の殿上に昇ることを許されたる人を殿上人又は堂上と云ひ、許されざるを地下人といひて、此間には大なる懸隔あり。

(六)頭中將、頭辨、
藏人所の別當(長官)の下に藏人頭が二人ありて、其中の一人は近衛中將が任せらるゝ規定故、之を略して頭中將(藏人頭で近衛中將を兼ねたる者)と云ひ、又其一人は辨官が任せらるゝ故、之を頭辨(藏人頭兼辨官の意)と云ふなり。

(七)貫首
貫首とは藏人頭の事なり、藏人頭は殿上の一切の事務を司る故此稱あり。

(八)攝政、關白の別
攝政とは天皇の御幼少に渡らせらるゝ間政を執るを云ひ、關白とは天皇御成長にて御元服の後政に參與するを云ふ。然れども其實は同一なり。

(九)文書内覽
凡て關白となれば、必ず内覽、宣下を受く、此宣下を受けてより始めて萬機を裁するを得る也、蓋し天子に奏聞する文書は關白先づ閲覽するより此名あり、然れども又關白とならずとも、文書内覽の宣下のみ先づ命せらるゝ事あるなり

(一)年官、年爵
京官が朝廷の許可を得て、其家人を諸國の屬官或は内官に任じて、其俸給を分ち取るを年官と云ひ、年爵とは年に從五位下を受くるに、此位に屬したる位田あれば、此位田の收入を受くるを云ふ。

(二)押領使
押領使は天慶の亂後關東奥羽邊に置きたる官にて、其職務は檢非違使と同じ、多くは國守之を兼ぬ。

(三)勘解由使
前任の人より現任の人に事務引渡をなす書類を解由狀と云ふ、勘解由使とは此解由狀の事實を檢校する職なり。

(三)揚名官
現任の國司が京に留まりて赴任せず、之を揚名官と稱す。

(四)在廳(ザイチヤウ)
國司が其任國に赴任せずして、其土地の屬官が國司に代て國務を執るを在廳と云ふ。

(五)本家(ホンケ)又は本主(ホンシユ)と領家(リヤウケ)
人民が租稅を免れんとて、其有田を權門勢家に献じて莊園となし、其主家を本家、又は本主と云ひ、自ら領家と稱するなり。

(六)住人
王族豪族が地方に至りて、多くの田地を所有して勢力ある大地主をば住人(ジユウニン)と云ふ。

(七)大名(ダイミヤウ)、小名(シヤウミヤウ)
住人の土地を多く有するを大名と云ひ、有田少き人を小名と云ふ。

(八)家子(イヘノコ)、郎等(ラウドウ)、家人(ケニン)、總領(ソウリヤウ)等の稱
豪族が地方にありて其支族を蕃殖して、其家長をば總領と云ひ、庶子等の別家をば家子、其僕をば郎等と名く、又家子郎等を概稱して家人とも云ふなり。

(九)成功(ジヤウコウ)
朝廷財用乏きより、物を献ずる者に官職を與ふ、之を成功と云ふ

(一〇)正稅(シヤウゼイ)、公廨(クガイ)、雜稻
正稅、公廨、雜稻の三は田租の別ちにして、其處分法は大略左の如し。(王朝の經濟)

田租
- 正稅
  - 1、動用……此は出擧して利を取るもの、中央用
  - 2、不動用……此は貯蓄して不慮に備ふ、中央用
  - 3、雜米……京都に送る、中央用
- 公廨
  - 1、正稅の欠負未納を補ふもの、……中央用
  - 2、其餘は國司の收入とす、……地方用

雜稻―社寺料、官舍修理料、堤防料、學生料等の雜用に充つ、……地方用

(三)官位の書き方に於ける行守の區別、

位が官より高きものは行と記し、位が官より卑きものは守と書するなり。

(三)征夷將軍と鎭狄將軍の稱

陸奥を征する將帥を征夷將軍と云ひ、出羽を征する將軍を鎭狄將軍と云ふ。

(三)夷俘と俘囚との別

內地人の蝦夷に虜にせられて夷地に在るものを俘囚と云ひ、蝦夷人にして內地に移されしものを夷俘と云ふ。

(四)桓武天皇の朝の重要事件

(1)蝦夷征伐、(2)平安奠都、(3)武事を奬勵して野獵を再興す。

(五)坂上田村麻呂の事蹟

坂上田村麻呂は應神朝の歸化人阿知使主の裔にして、桓武平城、嵯峨の三朝に歷仕し、(1)蝦夷征伐に功あり、次で(2)藥子の亂を平げて、武勳大に著はる、嵯峨帝の弘仁二年(1471)薨ずるや、朝廷墓所を賜ひて、永く國家の鎭護となす、此後大將の出征には必ず此墓に祈らしめしと云ふ。

(六)高岳親王

高岳親王は平城上皇の皇子にして、嵯峨天皇の皇太子なりしが、藥子の亂ありし際廢せられ、後僧となりて眞如と稱し、入唐し、印度に至らんとして途中虎害に逢ふ、此頃僧徒の苦行冒險なる事概ね斯の如し。

(七)令の官制に大變動を起せしもの、

藏人所、檢非違使、廳の設置が、尤も著く令制を變化せり。

(六)在原業平

在原業平は阿保親王の子にして、文學の才ありて和歌に巧みなり、伊勢物語は氏の原作なりと傳ふ、種々の醜聞あれど、素藤原氏の專權を惡みて、殊更放縱を求めて之を妨害せしなりと云ふ說もあり。

(二九)寛平御遺誡(カイ)

宇多上皇は學に博し、幼主の醍醐帝を訓誡せられしが乃ち此書なり。

(三〇)里内裏(サトダイリ)

村上帝天徳年中内裏燒亡後は、多く外戚攝關の家を天皇の假の御所となす、之を里内裏又は里内と稱す。

(三一)菟裘の賦(トキユウ)

醍醐帝の皇子兼明親王は政治に明かにして學問に通ず、藤原兼通に權力を奪はれたるより、隱遁して其志を述べたる詩賦が即ち此菟裘の賦にして有名なり。

(三二)藤原元命

藤原元命は一條朝の尾張の國守にして、貪婪なる人なり、此人の弊政を述べたるものに尾張解文(ゲブミ)とて今存す。

(三三)藤原伊周、隆家

伊周は一條朝の關白道隆の子なり、父の死後は自ら關白に上らんと欲せしに、道隆の弟道兼に取られ、又道兼の後は其弟道長襲ひしかば、伊周は重ね〳〵不平なりしが、一條帝の長徳二年(1656)伊周、隆家兄弟が花山法皇を射しとの罪及一條帝の御母詮子を咒ひしとの罪を以て、共に配流せらる、然れども實は道長が二人を忌みて退けしなり。

(三四)藤原實資

實資は藤原實頼の孫にして硬直の人なり、三條帝が藤原紘子(ジュウシ)を皇后に立つる式ありし時、道長は此に不平なりしかば、朝臣皆道長の意を迎へて參内せざりしに、實資獨り參内して式を終へたる事あり、又道長の女彰子入内の時諸卿の雅作を集めて屏風を張りしに、實資獨り應せざりき

(壹)源滿仲、賴光

源滿仲は源氏を起せしに力ありし人にて、村上より華山の朝に至る迄仕へて鎭守府將軍となり、數多の家人を貯へたり。其子賴光も亦武勇にして、圓融より後一條迄に歷事して著名なり。共に藤原氏に取り入りて其權力を增進したり。

(貳)平泉(ヒライヅミ)の御館(ミタチ)

後三年の役に清原清衡(實は藤原秀鄕の胤にして清原氏の養子となれり)源義家に屬して功あり、陸奥押領使に任ぜられて平泉に居り、國政を處す。是より其館を平泉御館と稱し子孫大に富む。

(參)平重盛

重盛は忠孝にして、屢々父清盛の驕暴を諫む。治承の變に清盛法皇を幽し奉らんとせしに、重盛の諫に由りて止みたり。

(肆)六波羅風

清盛の一族頗る繁昌して、其一門の公卿及國司となる者甚だ多く、皆驕奢を極めて裝飾甚だ華美なりしより、世に之を六波羅風と稱せしなり。

(伍)藤原長方(カガタ)

平清盛都を福原に移すや、左大辨藤原長方獨り憚らずして新都の不便を唱へしを以て有名なり。

(陸)紅、梅殿

菅原道眞の圖書館なり、芸亭に次で著名なり。

(七)三代集

古今集、後撰集、拾遺集の三集を三代集と云ふ。

(八)廿一代集

村上帝の朝、宮中に和歌所を置きて、後撰集を撰びしが、勅撰和歌集の始めにて、此後南北朝に至る迄に通計廿一代集あり。

(九)六歌仙

小野小町、大伴黒主、喜撰法師、僧正遍照、在原業平、紀貫之、の六人を後世六歌仙と呼ぶ。

日本史上巻 終

年　表

日本紀元	年　號	西洋紀元	事　實
1.		紀元前660.	神武天皇即位
573.	崇神十年	88.	四道將軍の派遣
757.	景行廿七年	紀元 97.	日本武尊の熊襲征伐
770.	景行四十年	110.	日本武尊の蝦夷征伐
860.	仲哀九年	200.	神功皇后の三韓征伐
945.	應神十六年	285.	漢籍始めて渡來す
1063.	履中四年	403.	諸國に史官を置く
1075.	允恭四年	415.	姓氏を糺す
1212.	欽明十三年	552.	佛教渡來す
1222.	欽明廿三年	562.	任那日本府の滅亡
1264.	推古十二年	604.	十七條憲法の制定
1267.	推古十五年	607.	小野妹子隋に使す
1290.	舒明二年	630.	遣唐使の始
1305.	孝德 大化元年	645.	蘇我氏の滅亡及大化改革の着手
1318.	齊明四年	658.	阿部比羅夫の蝦夷征伐
1331.	弘文元年	671.	壬申の乱
1361.	文武 大寶元年	701.	大寶律令成る
1370.	元明 和銅三年	710.	奈良の廷都
1380.	元正 養老四年	720.	日本書紀成る
1397.	聖武 天平九年	737.	諸國に國分寺を建つ
1400.	聖武 天平十二年	740.	藤原廣嗣の乱
1424.	淳仁 天平寶字八年	764.	藤原仲麻呂の乱
1429.	稱德 神護景雲三年	769.	和氣清麻呂道鏡を挫く

年表

日本紀元	年號		西洋紀元	事實
1453.	桓武	延暦十二年	793.	坂上田村麻呂の蝦夷征伐
1454.	桓武	延暦十三年	794.	平安奠都
1470.	嵯峨	弘仁元年	810.	藏人所の創置
1490.	淳和	天長七年	830.	檢非違使廳の創置
1502.	仁明	承和九年	842.	承和の變
1526.	清和	貞觀八年	866.	藤原良房始めて攝政となる
1547.	光孝	仁和三年	887.	藤原基經關白となる及阿衡の爭始まる
1554.	宇多	寬平六年	894.	遣唐使の制全廢す
1600—1601.	朱雀	天慶三年——四年	940—941.	天慶の亂
1629.	冷泉	安和二年	969.	安和の變
1679.	後一條	寬仁三年	1019.	刀伊の寇
1688.	後一條	長元元年	1028.	平忠常叛す
1716.	後冷泉	天喜四年	1056.	安倍賴時,貞任の亂
1745.	白河	應德二年	1085.	清原家衡,武衡の亂
1746.	白河	應德三年	1086.	本邦院政の始
1816.	後白河	保元元年	1156.	保元の亂
1819.	二條	平治元年	1159.	平治の亂
1837.	高倉	治承元年	1177.	治承の變
1840.	高倉	治承四年	1180.	以仁王の擧兵及源賴朝の興起
1842.	安德	壽永元年	1182.	平氏西海に奔る
1845.	安德	壽永四年（元暦二）	1185.	平家の滅亡

明治卅五年五月四日印刷
明治卅五年五月八日發行
明治卅六年五月廿四日訂正增補印刷
明治卅六年五月廿九日訂正增補發行

不許複製

日本史上卷
定價金二十五錢

著作者　藤岡繼平
仝　仝　小川銀次郎
仝　仝　箭内亙
發行者　東京市日本橋區本石町二丁目十貳番地　杉本七百丸
印刷者　東京市麹町區内幸町壹丁目五番地　多田三彌
印刷所　東京市麹町區内幸町一丁目五番地　惠愛堂

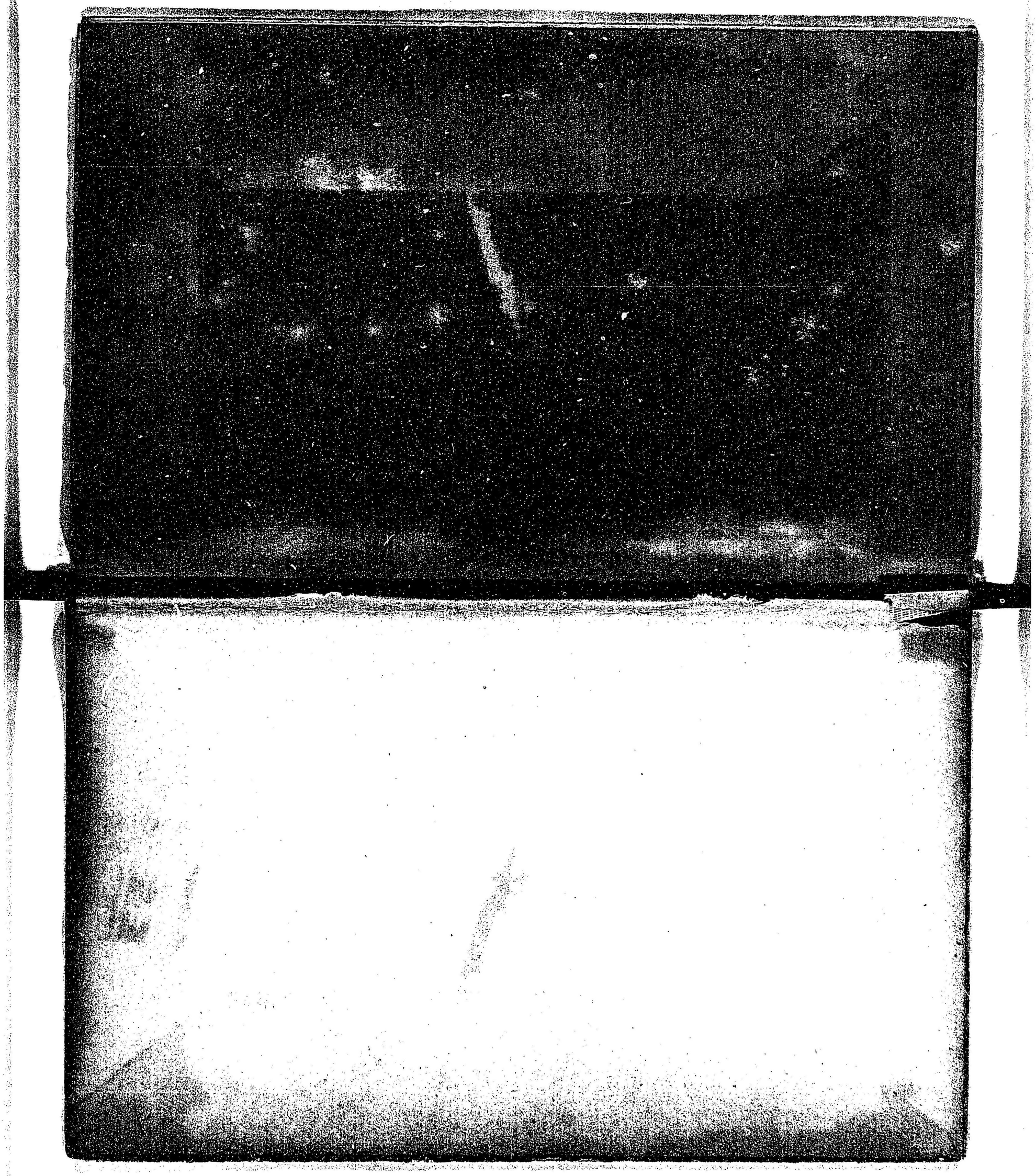

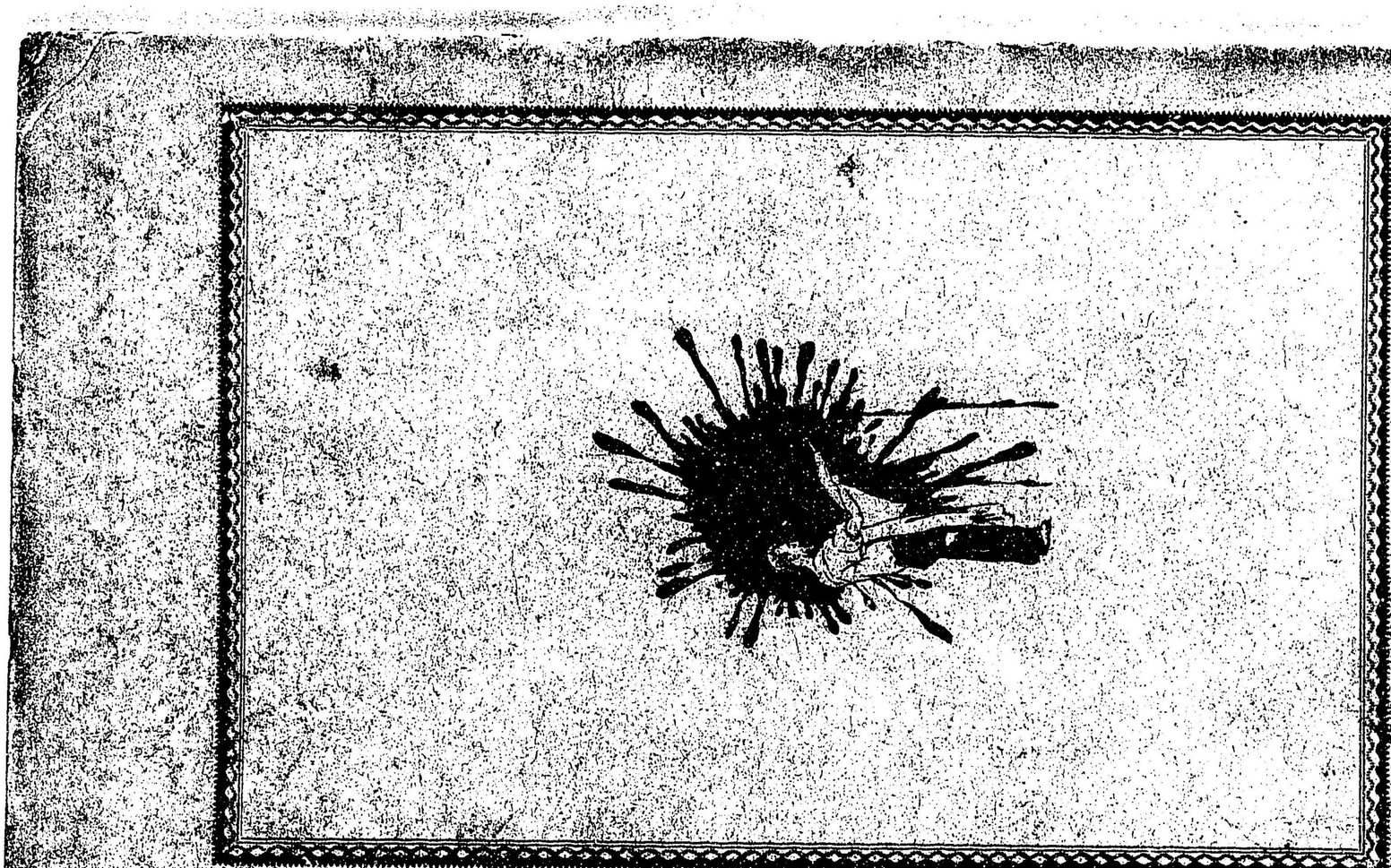

049607-001-2

特20-90

日本史

藤岡　継平／等著

上

M36—37

BEM-0308